

官報

昭和四十八年七月十一日

第七十二回 参議院會議録第二十八号

昭和四十八年七月十一日(水曜日)
午前十時三十分開議

○議事日程 第三十号

昭和四十八年七月十一日
午前十時開議

- 第一 國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度沿岸漁業等の施策について)
- 第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、国土総合開発法案(趣旨説明)
- 一、日程第二より第七まで

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号

國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく)

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。
日程第一 國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度沿岸漁業等の施策について)
農林大臣から發言を求められております。發言を許します。櫻内農林大臣。

〔國務大臣櫻内農林大臣登壇、拍手〕
○國務大臣(櫻内農林大臣) 昭和四十七年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十八年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

わが国漁業の生産量は年々増加し、昭和四十六年には九百九十一万トンに記録し、一千万トン台に近づいておりますが、国民経済の発展に伴う食生活の向上により、高度化、多様化しつつ増大している水産物の需要に十分対応するまでに至っておりません。このため、四十六年の水産物価格は、上昇率がやや鈍化したものの、中高級魚介類を中心に引き続き上昇しております。また、海洋の水産資源の一般的な状況は、必ずしも樂觀を許さないものがあります。

漁業経営体数は、四十五年以後やや減少しております。四十六年には二十二万五千となりましたが、その大部分を占める沿岸漁業経営体におきましては、中核的漁業層の経営が増加しており、かつ、専業化も進んでおります。

また、就業者数は近年減少傾向を示し、引き続き高齢化及び女子化の傾向が見られます。沿岸漁業の平均漁家所得は、農家及び都市勤務者世帯の平均を上回っておりますが、世帯員一人当たりでは、都市勤務者世帯に比べ、格差は縮小しているものの、なお低い水準にあります。

中小漁業経営におきましては、収益性は概して平年並みの水準を維持しておりますが、業種、規模による格差が大きく、また、経営基盤にも不安定なものがあります。

最近におけるわが国の漁業をめぐる内外の諸情勢は、公害による漁場環境の悪化、漁業労働力の不足、国際規制の強化、発展途上国を中心とする排他的水域の一方的拡大等、一段ときびしさを加えております。このような諸情勢に対処し、わが国漁業の健全な発展を期するため、海洋水産資源の開発等により生産の増大につとめ、水産物の安定の供給を確保するとともに、漁業従事者の所得の増大により生活水準の向上等をはからねばならないと考えております。

次に、沿岸漁業等について講じた施策は、政府が四十六年度及び四十七年度において、漁業について講じた施策を明らかにしたものであります。最後に、昭和四十八年度において沿岸漁業等について講じようとする施策について申し上げます。

ただいま御説明いたしました漁業の動向に対処するために、政府といたしましては、栽培漁業の積極的な展開と新漁場の開発等海洋水産資源の開発の促進、漁業公害対策の強化による漁場環境の保全、第五次漁港整備計画の策定とこれに基づく漁港の計画的な整備、海外漁業協力による海外漁場の確保、沿岸漁業及び中小漁業の近代化、水産物流通加工の合理化、漁業従事者の福祉の向上等に重点を置いて諸施策の推進をはかることといたしております。

以上、その概要について御説明いたしました次第であります。(拍手)
○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。發言を許します。辻一彦君。

〔辻一彦君登壇、拍手〕

○辻一彦君 私は、日本社会党を代表いたしましたし、ただいま報告のありました政府の漁業白書に対して、総理大臣並びに関係諸大臣に質問いたしたいと思っております。

まず、この漁業白書は、今日、日本漁業が直面する重大な危機、すなわち、外には遠洋漁業において近代化的略奪漁業により、沿岸諸国から領海並びに専管水域の拡大によるその漁場を狭められ、また、内には沿岸漁業において、水銀、PCB、赤潮、油などの汚染公害により沿岸漁場は破壊をされ、日本国民のたん白源の五二%を供給する日本漁業がまさに深刻な事態にあるという認識が不十分であり、この二つに対する政策が具体的にないということを強く指摘するものであります。

すなわち、わが国の食糧自給率は、価格においては七五%といわれておりますが、畜産物の生産に必要な飼料を計算に入れますと、その自給率は四割を割って三七%にすぎないのであります。この中で、国民たん白源の五二%は魚介類にたっており、漁業の占める役割りはきわめて大であります。白書によれば、年間漁獲高は約一千万トンに達したといわれておりますが、この中で二六・四%は沿岸漁業であり、四二%は沖合いで、三七%は遠洋漁業が占めております。一番大きい沖合い漁業は四二%であり、スケトウダラとサバが四〇%を占めており、そのスケトウが年々小型化をしていくというところは、沖合いの漁業資源が少なくなりつつあるというところをあらわしております。また、遠洋漁業は、沿岸諸国のナシ・ナリズムにより、領海、専管水域二百海里が主張されておりますが、これが百海里に拡大されれば、わが国の遠洋漁業の漁獲高は約七〇%減少し、二百海里に拡大されるならば八〇%を失うと言われております。最後に残る沿岸漁業は、GNP至上主義によりまして、公害たれ流しにより大きく破壊をされております。まさに、国民たん白の重要な供給源であります日本漁業は大きな危機に直

昭和四十八年七月十一日 参議院会議録第二十八号

国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づき昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度沿岸漁業等の施策について）

七二八

面すると言わなくてはなりません。

今日、世界的な異常気象の中で、国際的にも食糧事情は逼迫し、各国は食糧確保を第一に考え、大きく政策の転換を行なっているものであります。そういう中で、わが国のみがお米の減反政策をとり、小麦、大豆、飼料のすべてを外国に依存し、この上、魚が十分に食べられないとすれば、食糧政策としてもゆゆしき問題と言わなくてはならないと思います。多数の国民が安く魚が手に入らなくなったら、それは漁民の問題だけではなくて、国民の食糧の問題であり、数千年にわたる魚食民族の伝統がくずれようとすることであり、国民にとってまことに深刻な問題であります。

このような日本漁業の危機、いや日本国民の食糧問題の危機として、今日の事態を政府はどのように認識をしておるのか。また、GNP至上主義が生み出した公害たれ流しのツケが、あまりにも大きいことについてどのように考えているか。総理の所見を伺いたいと思うのであります。

次に、わが国の遠洋漁業における近代的略奪漁業のやり方に深い反省の必要があると思います。今日、たとえばソ連では、海洋漁業資源の調査に大きな力を入れています、わが国の三千トンに比べて、約三十万トンの調査船を持つといいますが、ソ連は、この船をもって各国に資源の調査に協力するとともに、ソ連にも漁獲を認めるよう働きかけていると言われております。アメリカは、軍艦を通してくれるならば領海二百海里を認めようと

言っておるといわれ、中国は、二百海里を主張する開発途上国に協調する方向にあります。このようなか中で、わが国が依然として領海三海里を固執することは、世界にもはや通用しないことであります。発想の転換が今日必要であります。今後の安定をした遠洋漁場確保に国際的なコンセンサスが必要であると思います。政府は、領海並びに専管水域についてどのように考えているか、これは外務大臣にお伺いをいたしたいと思います。

三つ目に、沿岸諸国、開発途上国は、わが国の遠洋漁場確保の要請に対して、経済協力、漁業協力を要求すると思いますが、わがほうの利益を第一に考えた従来のやり方ではだめじゃないか。相手国の立場に立った経済協力、漁業協力をどのようにやるのか、その考え方を伺いたいと思います。

第四に、漁業の国際協力を目ざす国際漁業協力財団は、十分な機能を発揮することができるのか。農産物の開発輸入等におきまして、農林、外務両省の間になわ張り争いがある、こういうことが新聞紙上でいわれておりますが、漁業開発についてはそのようなことはないのか。また、明年度予算で、この財団に十分な財政措置を講ずる考えがあるか。この点を伺いたいと思います。

第五に、北洋漁業におきましては、サケ・マス資源の共同開発が必要であります。日ソ首脳会谈が開かれるときに、この問題を積極的に持ち込む考えがあるか、総理にお伺いをいたしたいと思います。

います。

また、日中漁業資源の共同開発のために、昨年も提起をいたしました。大正エビ等の共同養殖などについて積極的に取り組む考えはないのか。さらに、朝鮮民主主義人民共和国との間で、日朝の漁業交流につき政府は取り組むべきときであると思うが、この点についてどうか、農林大臣に伺いたいと思います。

次に、沿岸漁業の資源であります。今日瀬戸内海に栽培漁業センターが設置をされ、沿岸資源の確保に努力がされておられ、その役割は大きいと思えます。しかし、瀬戸内における種苗の放流を見ますと、海水の汚染によって公害が非常に大きくなり、この中で小さな魚の種苗を放流することとは、かなりリスクがあると思われます。また、放流というものの公共性から考えましても、国がやるべき性格と考えるのであります。しかるに、日本海沿岸五カ所では、今年度はなぜ府県の負担にしたのか。また、今後その栽培漁業センターの維持運営については国が負担する考えはないのか。さらに、瀬戸内、日本海沿岸からほかの水域にも拡大する考えがあるか。この点を伺いたいと思います。

七つ目に、政府は、漁港構造改善事業あるいは栽培漁業センター等にかんがりの力を入れてはおりますが、沿岸漁業では、肝心の海が汚染をされれば問題にならないのであります。沿岸漁業の盛衰は汚染公害との戦いにあると思うが、どう考える

か。また、水銀、PCB、赤潮、油などによる海の汚染、沿岸漁業の破壊は、公害源企業、そして経済高成長政策のもとに、公害のたれ流しを容認してきた政府の責任であり、その責任はまことに重大であると思えます。通産大臣はこの点をどう考えるか、お伺いをいたしたいと思います。

私は、去る六月の三十日、七月一日、本院の農林水産委員会の有明海水銀汚染調査団の一員として、水俣、宇土、大牟田をはじめ九州各県を調査をしてまいったのであります。各地における漁民並びに関連業者の集まりで、水銀、PCBなどの汚染によって被害者の漁民が操業停止をしているのに、公害をたれ流した加害者の公害企業が操業しているのは、社会正義からも許せないという漁民の声はきわめて強かったものであります。また、人一人泊まらなくなった水俣の旅館の業者が、われわれは一度でも食中毒をやれば直ちに営業が停止になる、公害大企業はこれだけ公害をたれ流しをしながらなぜ操業停止をやらないのか、きびしく政府の大企業擁護政策を非難しておったのであります。これは私は、まさに民の声であり、天の声であると思えます。いままお水銀を排出する公害企業は、操業を停止をすべきであると思えますが、通産大臣の所見を伺いたいと思います。大牟田・三井東洋高圧でいままお水銀を排出していますが、現在の水質汚濁防止法によりまして、水銀排出基準では法的に規制ができないというところであります。すみやかに政府は、水銀排出

基準をきびしくすべきであると思いますが、いつ、どれぐらい基準の改定をきびしくするか、このことを明らかにされたいと思います。また、水銀の使用工場のクロードシステム制を一日も早くとるべきであると考えます。来年の九月までということは、まことになまぬいことでありまして、クロードシステム制をとるまでは操業を停止をさせて、一日も早く切りかえるべきであると思います。時期切り上げについて決断を必要としますが、環境庁長官並びに通産大臣の所信を伺いたいと思います。

厚生省が、前に魚の基準を発表いたしました、発表基準のまずさのために、すべての魚が汚染魚であるかの印象を与え、これが、魚が売れない、安心して買えない大きな原因となっております。九州各県の知事からも、この不安を一日も早く取り除いてほしい、そのために国が、各水域、生産地市場を検査をし、科学的データによって安心なものとは安心して公表してほしい、県知事の名前では、安全宣言をやりましても消費者がなかなか信頼をしないので、国でやってほしいという強い要望がありました。農林省、厚生省は、大規模に、すみやかに魚の検体をやるべきであると思いますが、具体的な計画はどのようなものか。

また、熊本県をはじめ、多くの府県におきまして、水銀の測定器、PCBの測定器を、いまだたくさん用意をいたしておりますが、検査体制確立のため、国はこれに積極的に助成をすべきであると思

いますが、どうお考えか、伺いたいと思います。

被災漁民の補償については、原因者負担の原則を貫くべきであります。企業が責任を持つてすみやかに補償するよう、国も積極的に介入するべきであると思ひます。このため、特別立法が必要と考えますが、これをどう考えられるか。

生活資金、つなぎ融資にいたしても、全国で被災漁民を幾らに水産庁、農林省は見ているのか。一軒五十万円、全国で五万の漁家、二百五十億円というワケは、有明海を見ましても五万漁家といわれておりますが、これでは九州のみで融資のワケをこえることになり、実態に即して融資の総ワケを拡大する考えがあるのか、農林大臣に伺いたいと思ひます。

今回の水銀、PCB汚染問題は、漁民のみならず、広範なる関連業者に多くの被害を及ぼしておりますが、通産省は、関連業者とは一体何をしておるのか、これを伺いたい。また、被害業者としてどのぐらいを対象に考えているか。

熊本県の宇土市でありましたが、陳情団の集会で、魚の行商をやっている婦人が涙ながらに次のようなことを語ったのであります。毎朝、魚を市場で買入れ行商に回ると、きょうも、つらの皮が厚い、水俣を持ち込んだのか、こう言われて、売れない魚を家に持って帰ると、子供が荷の中をのぞいて、「おかあさん、きょうもまた魚が売れないのか、これからどうしていくのか」、こ

う言われて、母と子が抱き合って泣いている。こういう母子家庭の涙ながらの訴えを聞いたのであります。このとき、会場に三十数人の行商婦人がおられました。ほとんどが涙をふいておられました。

このような零細な人々に、政府はあたたかい救済の手を差し伸べる考えがあるのかどうか、この点をお伺いをいたしたいと思ひます。

さきの日米繊維協定、またドルショックのときには、政府は繊維産業、機屋さんに、繊維の買い上げを含む二千億に及ぶところの緊急融資や返済資金のたな上げを行なったのであります。今日、漁民並びに関連業者の被害を深刻に直視をして、繊維並みの救済対策を大胆に打ち出すべきであると思ひますが、総理並びに通産大臣の所見を伺いたいのであります。

○議長(河野謙三君) 辻君、辻君、時間が超過しております。簡単に願います。

○辻一彦君(統) 最後に、原子力発電について、昨年、この会議におきまして佐藤前総理は、原子力発電の温排水については環境庁が中心になると、こういう答弁でありましたが、以来一年を見ますと、必ずしもそのように考えられませんか。温排水と環境の問題についての官庁が中心になるか、これは総理から明確にしたいと思ひます。

私は、いま一度、今回のPCB、水銀汚染をはじめとする沿岸漁場の汚染の公害が、漁民並びに

その関連業者に大きな影響を与え、国民の食糧問題に及ぶ重大な結果を生んでいることを指摘をして、政府は、過去の経済高成長政策を反省をし、沿岸漁業の見直しと、公害の防止、公害企業の責任の明確化、漁民並びに関連業者への救済対策の強化などに政府の責任ある、かつ強力な措置をとられることを強く要求して、質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 辻一彦君にお答えいたします。

第一は、日本の漁業はどうなるかということでございますが、わが国の漁業は、国民の消費する動物性たん白質の過半を供給する重要な役割りを果たしておりますが、最近において、これを取り巻く内外の環境がきびしいものであることは御指摘のとおりでございます。これらの諸情勢に対処して、政府といたしましては、沿岸海域において公害関係諸法の厳正な適用、漁場汚染の防止、汚染漁場のしゅんせつ等による生産力の回復、公害に関する調査研究体制の強化等の対策を強力に進めてまいりたいと思ひます。また、漁場の造成改良と栽培漁業による水産資源の維持増大をはかるほか、沖合い、遠洋海域において新漁場の開発、国際協調のもとにおける海外漁場の確保につとめていくところでございます。

第二は、海外漁業協力財団等についての言及がございましたから、お答えをいたします。

昭和四十八年七月十一日 参議院会議録第二十八号

国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度沿岸漁業等の施策について）

七三〇

わが国遠洋漁業をめぐるときびしい国際環境のもとにおきましては、関係沿岸国との協力、協調を通じまして、相互に漁業の発展をはかることが基本的に重要であると考えておるのであります。海外漁業協力財団は、このような見地から本年度新たに設立を見たものでございます。また、別途、外務省の経済開発等援助費に新たに水産ワクを計上し、政府ベースの無償援助につきましては、これを積極的に推進することとしたしており、これら関係機関の緊密な協調のもとに、わが国海外漁場の確保に遺憾なきを期する所存であります。

なお、北洋漁業等の安全操業や資源確保等についての御発言がございましたが、これは日ソとも共通の利害関係に立つ問題でありますので、日ソ首脳会談の席上では十分懇談をいたしたいと考えておるのでございます。

次は、水銀、PCB、赤潮の発生等に対する方策に対して言及がございましたが、近年における産業の著しい発展、人口の都市集中に伴い、公共用水域の水質汚濁が進行し、沿岸漁業等に深刻な影響を及ぼしていることは御指摘のとおりであります。このような現状にかんがみ、政府といたしましては、水質保全対策に全力を尽くしているところであり、特に、工場排水の規制の強化、汚染されたヘドロのしゅんせつ、または封じ込め、下水道の整備、赤潮発生防除技術の開発等、水質保全対策の万全を期してまいりたいと考えております。

次は、水銀等の汚染による漁民及び関連業者に対する救済策等についてでございますが、水銀またはPCBの汚染による被害漁業者及び水産業協同組合に対し、その生活資金及び経営資金につき、天災融資法に準じまして緊急つなぎ融資を行なうこととしたしておるわけであります。国は利子補給につき、高率の助成を行なうて、漁業者等の救済措置を講ずる所存であります。なお、原因者が明確になりましたときには、当然、原因者に対し、原因者負担の原則によってその経費を支弁させることにいたすというところでございます。

また、関連中小企業者に対しては、漁業者に対する緊急融資との関連におきまして、同様に緊急融資を行なうこととしたしておるわけでございます。

原子力発電所の温排水対策等について御発言がございましたが、原子力発電所の温排水対策につきましては、その環境への影響が必ずしも十分解明されておりませんので、現在環境庁を中心に関係各省庁と共同で、温排水の拡散の実態、水産物への影響等に関する諸調査を実施いたしておるわけでございます。これらの調査結果に基づきまして、環境庁におきましてすみやかに温排水の排水基準を設定することにいたしたい、こう考えております。したがって、今後とも温排水の規制につきましては、環境庁が中心となりまして関係各省庁とも緊密な連絡の上、その対策に万全を期して

まいりたいと考えています。

残余の問題については関係閣僚から答弁をいたします。（拍手）

〔国務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（櫻内義雄君） 辻議員にお答え申し上げます。

まず遠洋漁業のあり方についてお尋ねでありますが、資源保護と国際協調の上に立つて行なうことは当然でございます。海洋法会議等を通じて、各国とコンセンサスの上に立つて行なえるよう努力してまいりたいと思っております。

漁業協力につきましては、海外漁業協力財団を通じて相手国の立場や要望に沿って協力をするとともに、国際条約や経済協力の高い次元に立つて、広く各国との協調の上で進めてまいりたいと思っております。

財団の運営の上におきまして、なわ張り争いの御心配をされましたが、そういうことはございません。

海外漁業協力財団の予算につきましては、本年の実績に基づきまして、融資のための補助金や政府無償援助費の拡大により、所期の目的達成につとめたいと思っております。

日中間の大正エビ開発についてのお尋ねでございますが、民間での話し合いは行なわれておりますが、いまだ政府間の漁業協定もないので、具体化はしておりません。今後、専門家会議などで技術的な意見交換をいたしてまいりたいと思っております。

す。

朝鮮民主主義人民共和国との漁業上の交渉につきましては、外交関係もない立場にありますので、民間ベースによる、話し合いによる積み上げを期待したいと思っております。

栽培漁業については、これを推進するにあたっては海域の特性及び漁業の実態を考慮して実施する必要があります。そのためには、県の実情に応じた種苗生産を行なうのが適当と考え、日本海については高率補助により、県営の栽培漁業センターを設置することとした次第であります。また、太平洋、東シナ海等にも逐次、栽培漁業の展開をはかってまいりたいと思っております。

魚介類の汚染調査は、さきにPCBについての全国調査及び精密調査を行なったところでございますが、水銀についての調査も全国調査を行なう予定です。現在、九地域をまず行なっていることは御承知のとおりであります。今後定期的に調査をいたしていく考えであり、その結果は当然公表し、海洋を汚染から守り、安全な魚介類の供給につとめてまいりたいと思っております。

魚の水銀、PCBの測定について、検査機器の整備は今後ますます必要となると思われまので、その助成については十分検討をしております。

つなぎ資金の融資ワクについて不足はないかとお尋ねであります。もしそのようなことがありますれば、農林省としては、十分対処できる

よう財政当局に要望してまいりたいと思います。
以上でございます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 御質問の第一は、領海の幅員の問題でございます。

明春には、国連第三次海洋法会議の開催が予定されておりました。その最終準備会議が目下ジュネーブで開催中であります。この問題も、他の海洋法の諸問題とともに検討が進められております。政府としては、現在最も多数の国が採用するところとなっております十二海里の線で国際合意が成立するのであれば、海洋における法秩序の安定のためにむしろ望ましいと考え、従来の三海里の立場にとらわれることなく、これを支持してまいる態度で対処していく考えであります。

第二の御質問は、漁業専管水域についてでございます。

政府は従来より、沿岸国が領海へ隣接する水域に一方的に漁業水域を設定するということは、国際法上認められないという立場をとって反対してまいりました。しかし、御指摘のように、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国を中心といたしまして、最大限二百海里のいわゆる経済水域といった広範な排他的水域の設定を求める主張が強まりつつあります。政府としては、かかる排他的権利の設定は認められないという従来の立場を堅持しつつも、世界各国の動向や趨勢を注視した上で、わが国漁業全体の長期的利益ができる限

り確保されるよう、妥当かつ実地的な解決が国際的に合意されるよう、今後とも努力してまいる所存であります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 工場排水による海域の汚染防止につきましては、水質汚濁防止法以下の公害諸法令を厳格に順守いたさずして、これを監視しておるところでございます。

なお、赤潮の対策につきましては、これが水理説明につきまして、いま鋭意検討をやらしております。

瀬戸内海の問題につきましても、瀬戸内海の大規模水理模型をつくりまして、これの海流そのほか諸般の調査をしておるところでございます。

また、海洋廃棄物投棄による汚染につきましては、海洋汚染防止法あるいは廃棄物処理清掃法等を活用いたしまして、これも厳重に監視しておるところでございます。しかし、これらの努力にかかわらず必ずしも十分な成果をあげていないことは、はなはだ遺憾でございます。われわれはさらに努力を続けてまいりたいと思っております。

水銀及びPCBの問題につきましては、まず通産省といたしましては、使用の規制を行なり、それからクロロドキシシステムに転換させる、それから隔膜法に転換させて水銀の使用を禁止させる、こういう三段階の方法を講じて、できるだけ早期に隔膜法に転換をやらしております。

水銀法の苛性ソーダ工場につきましては、特定

九水城については本年末までに、それから一般の工場につきましては四十九年九月までにこれをクロロドキシシステムに転換させます。さらに、五十年九月を目途にいたしまして、極力隔膜法に全面的に転換させるように、いま督促しておるところでございます。

それから被害を受けた鮮魚商その他がどの程度の範囲まで及ぶか、その保護の態様を示せという御質問でございますが、鮮魚商、水産加工業あるいは水産協同組合、行商人にまでももちろん及ぶのでございます。おすし屋さんにももちろん関係水域等においては及びます。で、政府関係三機関を通じて、天災融資法に準じた高額の補助、保護を行なおうと思っております。もちろん原因者負担の原則を貫きまして、原因者に最終的には求償することになります。二百万円までのつなぎ融資を行ないまして、返済期限五年、一年の据置き、金利は国及び地方公共団体が負担応援いたしまして三分といたしますが、この三分につきましても、経済団体においてこれを負担するように話し合いがついております。なお、これらの三機関に対して借入れ残高のある関係の行商人あるいは水産業者、すし屋、鮮魚商等につきましては、既成の債務につきましても、一年間の返済猶予の措置を講じております。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 辻君にお答えをいたしますが、私に対しては、水銀の排出基準というものを

をもっときびしくするべきではないかという御質問でございますが、御承知のように、水質汚濁防止法によって、水銀は「検出されないこと」という規定になっておるわけでありまして。しかし、「検出されない」ですから、検出に対しての分析能力というものが限界になるわけです。最近是非常に分析能力というものが飛躍的に進歩いたしました。現在の基準は分析能力に適合しないということとで、これを一そききびしくすることにして、ただいま公審に諮問いたしておるのでありますから、近く水銀の規制は現在の規制よりもずっときびしくいたす所存でございます。しかし、根本は、水銀を使わないということが一番の徹底した対策でありますから、中曾根通産大臣も言われたように、主要水域では、本年度末までに水銀を外に出さないクロロドキシシステムに切りかえる、また、触媒としての水銀を使わないような隔膜法に全面的な転換を極力進めるということで、水銀問題に対する根本的対策をとりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、国土総合開発法案について提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号 国土総合開発法案(趣旨説明)

七三二

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。小坂国務大臣。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 国土総合開発法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和二十五年に制定され、昭和二十七年にその一部を改正せられました現行の国土総合開発法は、狭隘な国土と乏しい資源という制約条件の中で、年々増加する人口を擁しつつ、国民生活の維持向上をはかるため、戦後の荒廃した国土の保全をはかり、国土及び資源の積極的、合理的かつ効率的な開発利用を期することを目的としたものでありまして、国土の総合開発に関する基本的な役割をになつて今日に至つたわけでございます。

しかしながら、その間に、国土総合開発の課題も時代の変遷とともに推移し、重要課題ごとに多数の地域開発関連の法律が相次いで制定されてまいつたのであります。一方、現実問題といたしまして、六〇年代における経済の高度成長に伴つて人口と産業の大都市集中は急速に進行し、過密過疎問題は一そう深刻なものとなっております。同時に土地利用の混乱、地価の異常な高騰、投機的な土地の取り引きなどに土地問題というものが特に激しさを加えておりまして、これらの問題の解決は、いまや国土総合開発にとって、最も重要な課題となつてまいりました。

今日、国土の総合開発は、公共の福祉と自然環

境の保全を優先するという原則に立ちまして、片寄つた国土利用を将来に向かつて再編成しながら、国土の均衡のとれた発展と健康で住みよい地域社会の形成を目標として、六〇年代における貴重な体験と教訓を踏まえて、現下の諸問題を着実に解決していくものでなければなりません。

このような事情にかんがみまして、まず国土の総合開発を進めるにあつたての基本理念を明らかにし、総合開発計画の体系化をはかることともに、土地利用基本計画の作成と土地取引及び開発行為の規則に関する制度の充実をはかり、また、特定の地域における総合開発を調整し、促進するための措置を講ずることが緊急に必要であると判断いたしました。この際、現行法を廃止し、新たに新法として国土総合開発法を制定することとした次第であります。

次に、この法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、国土総合開発の基本理念についてであります。

国土の利用、開発及び保全は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、諸活動の共通の基盤であることにかんがみまして、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりながら、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展をはかることを基本理念として行なうこととしたしております。

第二は、全国総合開発計画及び都道府県総合開発計画についてであります。

国は、全国総合開発計画を定めるものとし、また都道府県においても、都道府県総合開発計画を定めることができるものとしておりますが、特に全国総合開発計画は、国土の総合開発に関して、国の諸計画の基本とする旨を明らかにし、国土の総合開発に関する計画の体系化をはかることとしたしております。

第三は、土地利用基本計画についてであります。

都道府県知事は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五つの地域区分の設定並びに土地利用の調整に関する事項などを内容とする土地利用基本計画を定めるものとし、国及び地方公共団体は、この土地利用基本計画に即して、適正かつ合理的な土地利用がはかられるように、都市計画法、森林法その他の土地利用関係法律で定めるところにより、自然環境の保全等に配慮しながら、所要の規制措置を講ずることとしたしております。

第四は、土地売買等の届け出・勧告制度についてであります。

一定規模以上の土地の売買等を行なう者に対しては、あらかじめ、その価格、利用目的などを都道府県知事に届け出ることを義務づけ、都道府県知事は、その価格が著しく適正を欠くとき、利用目的が不適当であるときなどには、取引の中止勧

告等を行うことができるものとし、勧告に従わな

いときは、公表ができることにしております。

第五は、特別規制地域における土地売買等の許可制についてであります。

まず、都道府県知事は、投機的な土地取引が行なわれ、土地の価格が急激に上昇し、またはそのおそれのある地域で、その事態を緊急に除去する必要があるところを、最高五年以内の期間に限つて特別規制地域として指定することができるものとしております。この特別規制地域内で土地の売買等を行なう場合には、都道府県知事の許可を受けなければならぬものとし、許可を受けない土地売買等の契約は、その効力を生じないこととしたしております。

次に、許可の基準となるべき土地の取引価格は、地域指定時の価格を基準として定めることとし、また、不許可とされた土地所有者等に対しては、土地の買い取り請求権を認めるとともに、不服申し立ての道を開いております。なお、内閣総理大臣は、国土の総合開発に関し、国の立場から特に必要があると認めるときは、特別規制地域の指定の指示などの措置を講ずることができることとしております。

第六は、特定総合開発地域制度についてであります。

まず、都道府県知事は、関係市町村及び地域住民の意向をただしながら、新都市の開発などを主たる目的とする総合開発を特に促進する必要がある

る地域を特定総合開発地域として指定することができるものとし、その地域の総合開発について計画を定めることができることとしておるのであります。

次に、地域指定後五年間は、土地売買等について一般地域の場合の特例として、届け出・勧告制を強化するほか、地方公共団体等は、届け出のあった土地について買い取りの協議を行なうことができるものとしております。また、特定総合開発計画の円滑な推進をはかるために必要な行財政上の措置を講ずることとしております。

その他、国土総合開発審議会、都道府県総合開発審議会及び土地利用審査会を設けることとしております。ほかに、この法律の施行に要する経費の補助、大都市に対する権限の委譲、罰則等に関する規定を定めるとともに、関係法律の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。沢田政治君。

〔沢田政治君登壇、拍手〕

○沢田政治君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました国土総合開発法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

第一は、国土開発計画についての基本的な政治

姿勢についてであります。

田中総理、あなたは、日本が戦争に敗れ、都市という都市は瓦れきと化し、住むに家なく、求めて食なしという敗戦後の混乱のときに衆議院に出席され、特に、持ち前の情熱を国土の復興と都市の建設に注いでくださいました。私もまた、今日まで終始一貫、わが国の再び戦争に巻き込まれることなく、平和な国土の建設にそれぞれの部署で努力してきたところであります。

あなたは今日総理となり、国の将来を負う責任ある立場に立って、わが民族、わが国民が、およそ幸福とはかけ離れた国土の破壊、人間環境の破壊につながる日本列島改造を推し進めようとしておられるのであります。理念の違いというものが、かほどに大きな開きを招くものかと驚かざるを得ないし、残念でなりません。それはどこから相違の出発点が出たかということでありまして、つまり高度経済成長政策、生産第一主義が国民の生きる道とかたくなに思い込んでいることが、現実とあるべき姿の相違の分岐点でないでしょうか。

いまから十余年前、六〇年代には、池田さんが推進した高度成長政策は、一面から見れば一応の役割りを果たしてきたという評価もありません。年率一〇％という国民総生産の伸びは世界の驚異であつたわけですから、池田、佐藤と続いた自民党内閣の歩んだ道が、GNP世界第二位を誇つたその足元から、公害世界一の悪名とエコノミックアニマルの冷笑を世界じゅうからい

いたわけでありまして。

総理、あなたは、池田内閣当時から、あるいは大蔵大臣として、または党の政調会長、幹事長として、十分にその功罪を知り尽くしているはずで、あなたの著書「日本列島改造論」の前段には、高度成長のひずみを、あたかも他人ごとのように書いておられるのであります。ところが、その反省がどこにも見当たりません。そして、今後なお年率一〇％の国民総生産の伸びを前提とする高度成長政策を基本に置いて、成長なくして福祉なしと言いつつ切っています。首相に指名された直後に、生産第一主義を生活第一主義に切りかえたい、政治の流れを変える、と言つた、その政治の流れはどうかとなつたのですか。あなたの閣僚の中の最も大ものといわれる福田さんは、時代は変わった。安定成長に流れを変えるべきだ、と発言をされているのであります。本国土総合開発法と、現在提案されている関連する一連の法律案は、すべて総理たるあなたが主唱する日本列島改造論の具体化であるといわれておりますので、まず最初に、その基本姿勢を総理に質問をいたすわけでありまして。

第二は、本法の基本理念についてであります。

昨年六月、スウェーデンの提唱によって、国連人間環境会議がストックホルムで開かれました。その国連人間環境宣言で、「ひとは、その生活において自由であり、平等であり、かつ尊厳と福祉を保つに足る環境で、適当な水準の生活を営む基本的権利を有し、将来の世代のため環境を改善す

べき厳粛な責任を負ふ。」ということを書いていま

す。一体、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を配慮して、国土の均衡ある発展をはかるとしているが、具体的に何が主眼なのか。もともと人間は、経済という一つの環境の中に存在しています。そして、それはさらに社会環境によって包まれている。また、それは自然環境によって包まれている。このような経済環境、社会環境、自然環境というような環境に包まれているのが私どもの生活なのであって、個々別々の地域に切り離されたものではないのです。人間が環境の中で生存していく限り、環境はすべての人間に対してと同時に供給され消費される公共財なのです。その公共のものを私的なものにするということによって経済行為が営まれているのです。資本主義は、私的企業の私利利潤追求の社会である限り、企業の拡大、巨大化、技術の革新に付随して解決できない公害を発生させてきているのであります。そのことは、北海道から九州、沖縄に至る、まさに日本公汚列島各地の実態を見れば、いかに人間環境が破壊されてきているかがわかるのです。

総理、あなたの「列島改造論」では、過密と過疎の同時解決をうたい、過密の分散について、長期的総合的な計画に基づいて社会資本を先行的に整備することが重要であり、同時に、各地域に応じた地方に工業を配置し、誘導する必要がある。工

業は地域開発の起爆剤であり、主導力であると言いつておるのです。さらに問題なことは、昭和六十年には、基幹産業の需要として、粗鋼で現在の二倍以上、石油精製を四倍、石油化学は四倍になるという指標のもとに地域開発を進め、過疎を解消しようとしていることなのです。これは公害の拡散、環境破壊を全国的に広げることになります。

基本理念と人間環境をどのように考え、国土総合開発計画を推進していくつもりであるか、総理並びに三木環境庁長官、建設大臣の見解を求めます。

第三点は、土地利用計画についてであります。

第六条で、都道府県知事は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五区分の土地利用基本計画を定め、内閣総理大臣の承認を受けなければならないことにしています。そして土地の権利者が土地の売買契約等をしたようにする際には、予定対価の額や買主の土地利用目的などを市町村長を経由して知事に届け出なければならないことにし、また知事は、その土地利用目的が土地利用の基本計画に合わないとか、公共施設や公益施設の整備の予定があるとか、周辺の自然環境の保全の上から不適当であるとした場合には、契約締結の中止勧告をすることができることにしています。だが、届け出制や勧告だけでは、土地が投機の対象になつてい

ることを十分承知をしておりながら、列島改造を公にし、投機熱をあおり、大企業、不動産業者の未曾有とも言える土地買い占めを招来させてきたのです。しかも、買い占めた七割は都市計画区域、市街化調整区域であるといわれているのであります。が、われわれが反対し、与党多数によって可決した地価公示法一部改正では、その調整区域、都市計画区域にも市価を適用するだけの公示価格を設定することにしたのです。何と、語るに落ちた手法ではありませんか。

公有水面埋立法の一部改正案では、環境保全などに実効は期待できないが、若干の手直しをして国民の目をそらし、依然として、埋め立てが完成すると同時に企業者の所有に移るといふ基本的な性格は少しも改めていないのです。いや、むしろ民主的な装いをもって臨海工業地帯の埋め立て造成を促進しようと企図しておるのであります。四日市を見ても、鹿島を見ても、あるいは瀬戸内海の工業地帯を見ても、それがどれほど海水の汚濁を進め、公害をばらまき、何百人、何千人という人命にかかわる公害病患者をつくり出してきているか、名目だけの環境保全ではどうにもならないことを、総理、建設大臣、あなたたちはよく御存じのはずです。企業の埋め立て免許はやめるべきだと思ひます。公有水面一部改正案は廃案にして、あらためて提出するより忠告をいたしておきます。

総理、現在のわが国の土地問題は、もう土地の

利用計画や若干の規制などということによって処理される問題ではないのであります。今日の地価の上昇を抑えるには、値上がり前の時点の価格にまず地価を凍結し、自治体や公的機関が買い取り、公用地として確保する道を開くこと、そして土地は、民族生存の場として、所有は私人に属したとしても、利用は社会公共の利益が優先し、国民の受ける便益が公平であるように原則を立てることです。総理、建設大臣、自治大臣、あなたたちはどのようにお考えになりますか、答弁を求めます。

第四点は、内閣総理大臣の権限の強化と地方自治についてであります。

本法の第四章では、知事が、投機的な土地取引が特に激しく、また、暴騰が予想されるような地域を特別規制地域として、三年以内の期間に限り、指定することができることとし、地域内での土地売買等は知事の許可制にしています。

ところで、区域や期間の指定は、公告によって効力を生ずることになっていますが、それには、内閣総理大臣の承認を受けなければなりません。そして、承認、不承認は、総理大臣が決定することになっています。さらに、地域の指定、解除、区域の減少等について知事に指定することができ、知事がその指示に従わなかったときには、そのことを国土総合開発審議会が確認して、みずから措置を講ずることができるよう規定になっています。むろん、知事側の正当な理由がない限りとはなっていますが、正当な理由の判断基準、指標と

いうものは、何ら法律に明記しておらないのであります。このことは、都道府県の総合開発計画が全国総合開発計画という国の計画のワックに縛られる上に、その利用計画も国の計画に規制され、地方自治体の自主性を制限するばかりでなく、総理大臣が事実上知事の権限を奪い、直接、開発計画に介入するということで、地方自治の否定にもつながるゆゆしき問題と言わざるを得ないのであります。この点について、総理並びに自治大臣の答弁を求めます。

最後に、国土総合開発計画における農業についての考え方を尋ねたいと思います。

「列島改造論」の最初のほうに、「農村地域は農民にとって生産、生活の場であると同時に、民族のふるさと、国民のいのちの場でもある。人間は自然と切離しては生きていけない。世界に例をみない超過密社会、巨大な管理社会のなかで、心身をすり減らして働く国民のバイタリティーを取戻すためには、きれいな水と空気、緑にあふれた自然を破壊と汚染から守り、国民がいつでも美しい自然にふれられるように配慮することが緊急に必要である。」という美文調でつづっておりま

本文全体を通して見ても、ここでは工業化社会、超過密な都市社会の日本の姿しかなく、そのために自然が羨望され、ふるさとが語られているにすぎないのであります。つまり、農業の深刻な今日的な危機が少しもとらえられておらないこととあります。要するに、総理の頭の中には、

高度経済成長政策への巨大工業化の発想、そのための交通ネットワークの完成、これから発生する公害、環境破壊をいかにして食い止め、住民、国民の反響をかわそうかという姿勢が映ってならないのであります。はたして、そのような将来が日本民族にとって幸福な社会につながるでしうか。

今日、今世紀最大の人類の課題は、増大する人口に対して、その食糧をいかに確保するかということにありましよう。食糧の多くを海外輸入に依存しておるわが国の農業は、はたしてこれによいのでありましようか。

高度成長のゆがみを受け、いまや農業就業人口は全就業者の一五％を切り、四十六年末には七百五十万人を割っております。政府の在庫米を見て、本年、当年産の新米を含んで三百四十二万トンを推計されているにすぎません。食糧については、可能最大限の自給経済体制をとっていくべきではないでありましようか。国際分業といて、食糧の海外依存は日増しに不安定なときにあたり、農林大臣の見解を求めます。

私は、国総法は、農業を中心に据え、福祉社会への構想を新たに次回の国会に再提出すべきものと思いますが、総理の御所見はどうでありましようか。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 沢田政治君にお答えを

いたします。

まず第一に、国土開発の基本的姿勢についての御質問でございますが、日本列島の改造は、過去の経済社会の発展の中で進行した過密・過疎問題、公害、住宅、交通難、地価高騰等、国民の日常生活にかかわる諸問題を抜本的に解決し、国土全体の均衡のとれた発展をはかり、きれいな空気と水、緑に恵まれた、住みよく暮らしやすい地域社会を計画的に建設しようとするものであります。これは、生産第一主義から福祉、生活第一への政治姿勢の転換そのものであると思うのでございませう。

ここで、ひとつお聞きをいただきたいのは、首都圏には、百キロ圏に三千二百万人の人たちが住んでおることは御承知のとおりでございませう。このままにしておけば、昭和六十年には、四百百万から四千五百万は避けがたいと言われる趨勢でございませう。東京、大阪、名古屋という三地域の五十キロ圏、すなわち国土の一％の面積には三千三百万人の人が住んでおるわけでございます。車は、六十年展望には現在の二倍、すなわち四千万台をこす状態であることは、何人も否定できないのでございませう。しかも、地価問題、一つ御指摘がございましたが、この首都圏は、すでに三千二百万人の人口が現に住み、しかも、四千五百万人に十年ほどでなるといふ趨勢にあるときに、現在の人よりも少ない三千万人を単位にして計算をいたしますと、この標準世帯に、五十坪、すなわち

住宅の建築可能面積は約三十五坪でございます。

あとは道路、緑地、公共用地に使われるわけでございませうから、一世帯に三十五坪という最小の限度で計算をしても、三千万人に、標準世帯に全部土地を与えるすると三千七百平方キロ、すなわち全関東平野の六二・五％を必要とすることは算術上明らかでございます。立体化もしない、しかも国土の総合開発もしない、集中の抑制もしないということになれば、これはもう無制限に地価が上がるということにもなりますし、大体公害でもってほんとうに処置のない状態になることは申すまでもありません。

それだけではなく、後ほど申し上げますが、国土は三十七万平方キロございませうし、日本の降雨量は六千七百億トンでございますから、河川に流入する水の量は五千二百億トンであります。そうすると、すでにマスコミが指摘をしますように、現在のままであっても、六十年展望を待たずして、人口の抑制をはからざる限り関東、中京、近畿には生活に必要な水を確保することができないということは現実でございます。そういう状態を前提にして考えるときに、国土の総合開発が必要でないという議論は、どうしても首肯できないのであります。その意味におきまして、開発を進めるにあたりましては、地価の上昇、環境破壊のないように配慮をすることが必要でありますので、そのために、本法案をはじめ関連の諸法案を一括して御審議をいただいておりますのでございませう。

以上が国土総合開発に対する基本姿勢であります。

第二は、届け出、中止勧告制、価格凍結等についてでございますが、土地は国土を構成するものでございまして、利用可能面積にも限界がある等、特殊な性格を持っておりますことにかんがみ、土地の利用の規制は、公共優先の観点から適正に行なわれるべきでございます。このような基本的認識に基づき、政府は、一連の土地対策法案において、勧告に従わないときは公表することとしたしておりますが、これは相当な社会的制裁を加えることとなり、また将来の予防効果も期待できますので、規制の目的を達し得るものと考えておりますのであります。さらに、特別規制地域につきましては、一定期間土地売買を許可制とし、価格の凍結を行なう制度を創設することとしたしております。しかし、全国的に地価を凍結することにつきましては、その必要性についての国民的コンセンサスの確立なしにはその実施が不可能でありますし、土地供給が減少し、適正な土地利用が阻害される等、重大な問題を含んでおりますので、慎重な検討を要するものと考えられるのであります。

なお、公有地の拡大については、その積極的な推進をはかるために、先買制度の拡充整備を内容とする公有地の拡大の推進に関する法律の改正案を今国会に提案をいたしておりますのでございませう。

知事権限の剝奪等についての御発言がございましたが、御所論とは逆に、本法案は土地利用基本計画をはじめ、特別規制地域の指定等につきましては、すべてその権限を都道府県知事にゆだねることとしておりまして、従来の地域立法に比べ、都道府県の権限を拡充強化をいたしておるのであります。内閣総理大臣が勧告、指示を行なうことができますのは、全国的観点、広域的観点から、特に調整する必要がある場合に限られておりまして、地方自治を尊重する方針に何ら変わりはありません。

列島改造論、農業福祉社会の構想等について御質問がございましたが、日本列島改造論は、全国的な交通通信ネットワークの形成、工業の全国的再配置、新しい地方都市の建設を三本の柱として、国土の総合開発を行なうとするものでございます。そのねらいは、明治百年間に形成された国土利用の偏在を是正し、過密・過疎問題の同時解消をはかり、全国土にわたって豊かな地域社会を建設しようとするものであります。すなわち、土地対策及び環境保全対策を講じつつ生活環境施設を中心とする社会資本投資の拡充、農林水産業、中小企業の近代化、教育環境の整備などを含めた総合的な施策を推進することによりまして、真に豊かな活力ある高福祉社会を築くことこそ、日本列島改造政策の目ざすところでございます。

御指摘の人口と食糧との問題につきましては、先ほど申し上げたとおり、国土は三十七万平方キロもございしますが、しかし水は、河川に流入する水はわずかに五千二百億トンでございます。一方、人口は、人口問題研究所の推計によると、西暦二〇〇〇年には一億三千二百万人、昭和四十五年の約一・三倍に達すると見込まれるのでございます。国土の資源の有限性、人口増大とかかわり合いをどう考えるべきか、特に食糧問題をどうとらえるべきかは今後の大きな問題なのでございます。

このような課題を解決するために、国土総合開発法に基づき策定することとされております全国総合開発計画におきまして、具体的に検討し、長期的な展望を持って、農業問題をも含めた福祉社会を目ざす国土改造の長期構想を明らかにするものでございます。

いま困難な問題がございします。しかし、過去があり、現在があり、あしたがあるのでありますから、この現在の事実を把握いたしましたして、よって来たる過密の原因を十分指摘をし、これに対する長期的展望に立った政策を繰り広げない限り、物価問題も、土地問題も、住宅問題も、農業問題も、環境の整備の問題も、すべて解決しないわけでございます。まして、本国土総合開発法を除いて私は、真に国民が求める豊かな社会の建設はできない、こう信じておるのでございます。

皆さんの御協力を切にお願いいたします。
(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 沢田君から、開発と環境の問題について御質問があったわけでありまして、今日までの日本の開発が、経済の効率性を求めて集中的に片寄り過ぎた開発が行なわれたことは事実であります。そのために、人間の生活と環境とのバランスを失ってきた。この際、国土の総合の開発を行なうて、均衡のとれた日本に取り戻さなければならぬ。そのためには、開発を行なうということは緊急の課題であります。しかし、その開発が環境を破壊しての開発であってはならない。むしろ開発の促進と環境の破壊が対立したときには環境の保全をとるということでありまして、そういうことでありますから、問題を、環境か開発かという二者択一のところに持っていないで、開発をする場合には、事前に環境の調査、計画の当初から調査、あるいは計画の実施の段階でも調査をいたしまして、環境と開発というものを両立させるところに内閣の基本的姿勢があるというところでございます。(拍手)

〔国務大臣金丸信君登壇、拍手〕
○国務大臣(金丸信君) 人間環境をどのように考えておるかという沢田先生の御質問でございますが、国土総合開発の究極の目的は、豊かな人間環境を創造することにあると考えます。そのためには、都市、農村を通じて自然環境の保全と公害防止をはかりながら、住宅、公園、下水道等の生活環境施設、学校、病院等の教育、文化、厚生施設を整備して、健康で文化的な生活環境の確保をはかる必要があります。一方、今日の過密・過疎問題を解決するには、より根本的な対策として、大都市への人口、産業の集中を抑制するとともに、全国土の利用可能性を拡大し、地域の特性を生かした地方の開発整備を推進して、国土の均衡ある発展をはかってまいらる所存でございます。

なお、埋め立ての問題についてであります。今回の公有水面埋立法の一部改正につきましては、環境の保全、埋め立て土地利用の適正化等の見地から、埋め立ての規制を強化しようとするものであります。今後の埋め立ては、国土の総合的かつ計画的な利用をはかることも、真に必要とされるものについて、従来以上に公害の防止、環境の保全に十分配慮しながら、関係者の理解も得て、慎重に処理してまいらる所存でございます。

土地の凍結の問題につきましては、総理から詳しく説明がありましたので、省略させていただきます。(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○国務大臣(江崎真澄君) お答えを申し上げます。地価の高騰を抑えるために、これを全国的に凍結してはどうか。これは総理からもお答えがありました。私も、私も政府としては、土地利用計画の策定、土地利用の規制、そして土地税制の強化、と同時に宅地供給の促進、これに伴う特別措置、これを三本の柱にして、地価対策閣僚協議会でできめております十二項目を中心に推進をして

いこうと、こういう政策で臨んでおるわけでございます。

第二点の、国が地方自治体の自主性を制限しないか。これについては、総理からやはりお答えがあったとおりであります。御承知のように、今度は県側に土地利用計画の策定、その特別規制地域の指定、相当な権限を地方にゆだねておるわけでありまして。国がこれに関与する場合は、都道府県間に、たとえば地域指定の不均衡があつては、これは同じ国として困ることが生じます。あるいは各都道府県を通ずる道路をつくるような場合に、やはり国がこれをどう調整するか、これは国民に対して国が責任を明らかにするといふたてまえからも、最少限の国の権限といふものをここに打ち出しておくことは当然必要である、これは地方自治を侵害するものではないといふふうに考へておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(櫻内義雄君) 農林問題についてのお尋ねでございしますが、食糧政策の基本は、国内生産が可能なものは、生産性を高めながら極力国内でまかなうべきは言うまでもありません。農林省が十年後の生産目標を立て、米、野菜、果実、鶏卵、肉類、牛乳乳製品等は完全自給ないし八割以上の自給をはかることとしており、これがため、新たな土地改良長期計画に基づく農業生産基盤の計画的整備や、農業団地の育成を推進し、生産、構造、価格、流通等の各般の施策を強力に

推進してまいる所存であります。飼料穀物のごとく生産性が著しく低く、やむなく輸入に相当部分を依存するものについては、その輸入の安定的確保をはかるため、長期輸入契約の締結、開発輸入の推進、輸入先の多角化につとめ、食糧の確保と安定供給に万遺漏のない対策を立てておる次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました国土総合開発法案について、田中総理並びに関係各大臣に対し、若干の質問を行なうものであります。

質問の第一は、国土開発に対する政府の基本姿勢と土地利用基本計画についてであります。

戦後の歴代保守内閣は、産業優先、成長第一を旨とし、その結果、経済は驚異的な成長を遂げ、GNP世界第二という経済大国になったのであります。しかし、それは同時に、環境と福祉を忘れた公害列島でもあったのであります。都市は大気が汚染し、騒音に悩まされ、過疎化の激しい農村は目をとおうほどに荒廃してしまつたのであります。また、カドミウム、水銀、PCBなどによつて多くのとうとい生命が奪われたり、すべての家庭の食卓が危機にさらされ、日本列島は一種国民総被害者となつてしまつたのであります。そして田中内閣発足以来のこの一年間に、田中総理の唱

えるいわゆる列島改造論を当て込んだ大手不動産業者の土地の思惑買いがさらに進み、また、商社の生活必需品の買い占め、売り惜しみのため佐藤内閣時代以上に諸物価の高騰が続き、国民生活が著しく圧迫を受けてきたのであります。

こうしたわが国の現状のもとにあつて、政府はいかなる目的をもつて列島改造を推進せんとするののか、また、国土総合開発計画の策定についての基本姿勢は何なのか。また、総合的な土地利用をはかる土地利用基本計画をつくることになつておりますが、それができ上がるのは昭和五十年のことであり、当面の緊急対策になり得ないと思ふが、政府はこの間、いかなる対策を講ずる考へなのか、明らかにしていただきたいと思ふのであります。

次に、土地利用基本計画の中における土地利用に関する規制の制度についてであります。

わが国の土地利用に関する規制の制度は、都市計画法、自然公園法など、五、六十にわたる法律に規定されており、まことに複雑な制度となつているのであります。したがつて、土地利用という国民の大事な権利を規制するに、まことに理解しにくい形がとられているのであります。政府は、この国土総合開発法案において、土地利用に関する諸制度の基本とするべく土地利用基本計画と銘打っている以上、本計画と他の制度及びその相互間の資合性をはかり、統一した形に改めるため、この際、すべての土地利用に関する制度を檢

討し、整理すべきではないのか。また、土地利用に支障がある場合の処置に関する規定については、勧告をし、その報告を求め、従わない場合には公表するものとしていのであります。はたして、この程度の措置をもつて、その本来の目的にかなう規定と考えられているのかどうか、あわせて総理にお伺いするものであります。

第二に、開発と農林漁業との対立問題についてであります。

青森県むつ小川原地区並びに鹿児島県志布志湾においては、当初より開発事業者と地元農林漁業者との対立があり、この長期にわたる紛争はまことに憂慮すべきことであります。その原因の第一は、開発によつて当然予想される公害に対するきびしい批判のためであります。また二つには、開発に対応して講ぜられるべき生活関連諸施設がなおざりにされ、かつ、工業優先のあまり、地域産業とのバランスをくずし、生活基盤たる農林漁業が継続できなくなるという反発のためであります。鹿児島開発の例にも明らかに、いわゆる農工商全を唱へていたにもかかわらず難航しており、いかに両者の並立がむずかしいかは言うまでもありません。今後の開発については、いやくも農業切り捨てや漁業無視など決して繰り返してはならないと考へるものであります。

政府は、国土開発と農林漁業の位置づけを明確にすべきであると思ふが、総理並びに経済企画庁

長官の御所見を承りたいと思ふものであります。
第三に、現在実施されている新産業都市建設及び工業整備特別地域などの拠点開発方式についてであります。

わが国の地方開発の拠点として、地域への産業誘導によって企業の張りつけが行なわれ、各地においてその成果が待たれていたにもかかわらず、多くは、かえって開発に協力し公共投資を続けた地方公共団体の財政を疲弊させ、地域住民に思わぬ負担を招いているとさえいわれているのであります。

そこで政府は、この地方の拠点方式による国土開発について謙虚に反省し、各事業計画についての実施状況の調査、その地域に与えた効果の測定、生活環境の保全に必要な万全の措置等を講ずべきであると考えたものであります。もし開発拠点を現状のまま放置したり、従来の開発事業を無視して新しい開発方式を取り入れるとするならば、これまでの投資が全くむだになるばかりでなく、住民の生活環境が破壊されたままとなり、いよいよ政治不信がつるのではないかと思ふからであります。

政府は今後どのように対処されようとするのか、総理並びに環境庁長官にお伺いするものであります。

第四に、この法案に基づく国土開発計画のあり方についてであります。

全国総合開発計画は、政府の国土開発関係法

の施策の基本となり、今後の開発行政を方向づけ、公共投資を誘導する役目を持つものといわれておりますが、これはきわめて国民生活に係の深い計画であると言わねばならないと思ひます。

ところが、国民にとってきわめて重要な利害関係を持つこの国土計画が、国会で審議、承認されなくてもよいことになっているのであります。加えて、従来の国土総合開発審議会のメンバーとなっていた国会議員がはずされておられ、それはいかなる理由によるものでありましようか。また、わが国の国土開発の基本計画であるならば、その計画を国会に提出し、十分審議を尽くし、承認を得ることこそ大切であると思ふものであります。

そして計画の実施状況についても、国会に年次報告を行なうべきではないか、あわせて総理並びに経済企画庁長官の御所見を承りたいと思ふのであります。

第五に、国総法と地方自治のあり方についてであります。

法案によれば、知事が特別規制地域並びに特定総合開発地域を指定する場合には、内閣総理大臣の承認を得なければなりません。この規定は、地方自治に対する中央権力の介入のおそれがあり、地方の実情を無視し、国政の思惑どおりの開発を行なわせようとするものであります。こうした規定を設けた理由は何か、また、地方自治の精神をどのように理解しておられるのか、総理並びに自治

大臣にお伺いするものであります。

第六に、特別規制地域に関連して、暴騰する地価問題についてであります。

政府は、特別規制地域の制度は、暴騰する地価を抑制する切り札とされてはいますが、なぜこの程度の制度をもってそのようなことを言われるのか、明快なる御説明をいただきたいと思ふのであります。

地域指定の範囲をシビアにしなければ、その周辺地域と極端なアンバランスが生じることは明らかであります。また、最大五年間の地域指定の期間を過ぎると同時に起こる地価の急上昇は、周辺の実勢から見ても避けることができないことは明らかであり、地価抑制について何ら実効が期待できないのであります。むしろ、第三セクターなどによって地域のスプロール化が懸念されるなど、多くの疑問が生じるのであります。総理並びに経済企画庁長官の明快なる御答弁を承りたいと思ふのであります。

○議長(河野謙三君) 田代君、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○田代富士男君(統) 最後に、特別規制地域制など私権制限のあり方についてであります。

わが国の憲法は、私有財産を認め、私権制限については、法律によることと定めているのであります。しかるに、重大な私権制限を伴うこの特別規制地域の指定について、地域指定の要件や指定の手續が法律上あいまいなまま、法律の手を離れ

た知事の公示と内閣総理大臣の承認にゆだねられており、知事の恣意が働く危険があるのであります。

憲法が認める国民の基本的権利について重大なる制限を伴うこのような規制について、なぜ法律上厳密な規定を設けるなど慎重に配慮しなかったのか、総理にお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 田代富士男君にお答えをいたします。質問が多岐にわたっておりますから、一つずつお答えをいたします。

第一は、列島改造、国土開発の基本姿勢についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、日本列島の改造は、片寄った国土利用を改め、国土全体の均衡のとれた発展をはかり、きれいな空気と水、緑に恵まれた住みよい地域社会を計画的に建設しようとするものでございまして、国民のひとしく要望する政策課題であると考へておるのでございます。ただ、国土の総合開発を進めるにあたりましては、地価の上昇、環境破壊のないよう配慮することが重要であります。このため、政府としましては、本法律案をはじめ関連の諸法案を国会に提案をし、御審議をお願いをいたしておるところでございます。一日も早く成立をさせていただきたいと、こう考へておるのでございます。

なお、土地問題の緊急性にかんがみ、土地利用

基本計画の作成は、全国総合開発計画や都道府県総合開発計画が作成される昭和五十年を待たないで、法施行後すみやかに作成をいたしたいと、このように考えております。

土地利用に関する制度全体を検討、整理すべきではないかという御趣旨でございますが、土地利用基本計画と都市計画等の土地利用に関する諸計画の關係につきましては、土地利用基本計画を都市計画の上位・先行計画として、土地利用に関する諸計画の調整及び方向づけを行なうことにいたしておるわけでありまして、また、これに伴いまして、今国会において、他の土地利用に関する計画につきましても所要の改正を行なうことといたしております。

土地取引の届け出・勧告制におきましては、土地の取引価格や利用目的が不適当なものにつきまして、都道府県知事が土地取引の中止などを勧告することができるとしてございまして、通常はこれだけで実効があがると考えられるわけでございます。かりに勧告に従わないときは公表することといたしておりますが、この公表制度は、現在の社会情勢から見て、相当な社会的制裁を加えることになり、あわせて将来の予防効果をも期待することができるとしてございまして、十分規制の目的を達し得るものと考えておるわけでございます。

なお、投機的な取引による地価の急騰を特に抑制する必要がある地域につきましては、特別規制地域といたしまして指定し、土地取引の許可制を行

なうことができることにいたしておることは、御承知のとおりでございます。

次は、国土開発と農林漁業の位置づけでございますが、これも先ほど申し上げたとおり、農林漁業及び農山漁村は、国民に食糧等を安定的に供給するだけではなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で重要な役割を果たしておるものであります。今後、国土の総合開発を進めますにあたっては、このような農林漁業、農山漁村の役割りを十分評価し、その健全な発達をはかってまいりたいと考えています。

次は、新産、工特などの拠点開発方式の実施により、かえって地域住民に負担をかけないかという点でございますが、新産、工特等の拠点開発方式は、人口及び産業の大都市集中の抑制、地域格差の是正という所期の目的を達成しつつあることは事実でございますが、その建設過程におきまして、公害問題、生活環境問題、地方財政問題などが一部の地域におきまして生じておることは、御指摘のとおり否定できないのであります。したがって、今後は、これらの諸問題を解消するための措置を積極的に講じますとともに、魅力ある地域社会の形成につとめてまいりたいと考えています。

次は、全国総合開発計画は国会の審議、承認にかからしめよという趣旨でございますが、全国総合開発計画は、国総法案に定める国土総合開発の基本理念に従いまして作成される行政上の計画と

いう性格を持っておりますので、国会の議決を要しないことにいたしましたわけでございます。また、国会議員は最も高い地位と視野から国会の場で諸法律を審議する権限を有するものでありますから、国土総合開発審議会の委員には含めないことといたしておるのであります。さらに、計画の実施状況につきましては、種々の機会を利用して、国会に報告をしてみたいと考えています。

知事が特別規制地域や特定総合開発地域を指定する場合、内閣総理大臣の承認を得なければならぬ規定はどうか、こういうことであります。先ほど述べましたとおり、特別規制地域や特定総合開発地域の指定等については、地方自治尊重の立場に立つて、すべてその権限を都道府県知事にゆだねることにしております。従来、府県知事にゆだねることにして、府県知事の権限を拡充強化をいたしておるのが実情でございます。内閣総理大臣の承認制をとりましたのは、都道府県間で地域指定の不均衡を生ずることがないよう、制度の適正な運用をはかることが必要と考えたからでございます。

次は、特別規制地域で地価の急上昇は不可避ではないかという趣旨でございますが、特別規制地域の指定は、開発事業の規模などの諸要件を総合的に勘案して行なうこととしておりまして、地域の指定後、すみやかに特定総合開発地域の指定や都市計画の決定などを行なうことといたしておりますので、投機的取引の余地が封じら

れ、地価の急激な上昇は生じないものと考えておるのでございます。他方、これと関連をして、政府としては、法人の土地譲渡所得税の重課、特別土地保有税の新設等、土地税制の強化などの措置を講ずることにいたしておりますので、これらの措置と相まって、地価の抑制に資することになると考えておるのであります。

最後に、特別規制地域の指定につきましては、地域指定の要件や指定の手続を法律に厳密に規定すべきではないかという点でございますが、特別規制地域の指定手続につきましては、事前の手續に日時を要して、土地の投機的取引に対してその実効性がそなわれないことがないように配慮したものであります。事後的に、都道府県知事は、土地利用審査会及び関係市町村長に対する報告または通知並びに内閣総理大臣に対する承認申請をしなければならぬことといたしたことは、慎重かつ公正を期するためでございます。以上のように、特別規制地域の指定が知事の恣意にわたることはないと考えていますが、御指摘のように重要な問題でございますので、具体的ケースに応じた適正な制度の運用については、十分な行政指導をしておるということで御理解をいただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 田代さんにお答えいたしますが、私に対する御質問は三点ございまして、全部総理からお答えがございました。簡単

に補足をさせていただきます。

まず第一点は、開発と農業との関係でございますが、これは農業の重要性にかんがみまして、今後の全国総合開発計画の策定にあたりまして、農林漁業の位置づけ、これを明確にしてまいりたいと、こう考えております。

次には、全国総合開発計画と国会との関係でございますが、本法案において国土総合開発の基本理念及び計画実施を規定することになっておりまして、これに従って計画が作成されますので、立法府の意向というものは十分に反映されるものと考えられますし、また、立法府と行政府との機能の分担という観点からも、計画の策定は行政府にゆだねられることが適当であると考える次第でございます。

三番目は、特別規制地域と地価の上昇抑制機能との関係でございますが、これは、予定される開発事業の規模、種類または市街化の進行の度合い、形態、あるいはその地域の土地利用の動向、また、その地域の地形などの自然的な条件、さらには市町村の行政区画などを総合的に勘案して行なわれることとなりますので、指定された地域のほかにおいては、通常の場合、地価が急激に上昇されることは考えられないと思いますが、しかし、指定後はすみやかに都市計画の決定等を行なうほか、事業の実施をいたしまして、そういうおそれなくすように極力つとめたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 田代君が、新産業都市に見られるような産業開発拠点主義に対する私の見解を求められました。新産業都市とか工業整備特別地域に見られる拠点開発主義というものが、工業の地方分散に役割を果たしたことは事実でありますけれども、住宅と工場との分離が十分でない、あまりにもあらゆる産業が狭いところに集中し過ぎたというためにいろんな弊害が起ころうとするのは事実であります。したがって、今後は、やはり公害防止、環境全体の容量、あるいはまた災害の防止、地域住民の福祉という見地から、あまりにも過度にある地域に産業が集中するという事態は避けるようにしなければいかぬ、住宅と工場との分離もしなければならぬ、こういうことで拠点主義による弊害を是正していきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○国務大臣(江崎真澄君) 土地の利用計画、土地利用の規制、こういった都道府県知事の提出するものは、総理の承認を求めなければならぬ、これは地方自治権の侵害ではないか。先ほどもお答え申し上げましたように、これは必要最小限に限っておるわけでありまして、都道府県間で地域指定の不均衡を生ずることのないよう制度の適正かつ公平な運用ができるように、こういう意図に発するものでありますから、これが地方自治を侵害するなどということは絶対ありません。むしろ、

これは総理も申しておりますように、都道府県知事にそういった計画の策定、規制等々大幅な根本的な権限をゆだねておる、これに御着目をお願いしたいと思います。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(河野謙三君)の報告を求めます。社会労働委員長大橋和孝君。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十日

社会労働委員長 大橋 和孝

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、日華事変中に勤務に関連する傷病

により不具廃疾となつた準軍属等に障害年金を支給し、戦没者の妻及び父母等にあつたため特別給付金を支給する等のことを行なうとするもので、また、衆議院において施行期日について一部修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
昭和四十八年度一般会計予算に二十五億四百二十二万五千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十八年度以降において、国債整理基金特別会計に特別給付金として総額二千五百十九億一千五百三十五万円が計上される見込みである。

附帯決議

政府は、次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一、国民の生活水準の著しい向上にみあつて援護の水準をさらに引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一段の優遇措置を講ずること。

一、戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、さらにその改善に努めること。

一、戦後三十年近くも経過した今日なお残されている未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。

一、生存未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一、遺骨の収集について、さらに積極的に推進すること。

一、旧防空法に基づき、命令を受けて防空に従事した警防団員及び医療従事者を、昭和四十九年度に必ず準軍属として措置することとし、あわせて所要の予算措置を講ずること。

一、特別支出金の支給をうけた旧長崎医大の学生等の遺族の処遇改善についても、実体を調査し、たうと善処すること。

一、戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を満州事変中の関係者にも拡大すること。

一、一般戦災者に対し、戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護の検討を目的として、その実態調査を実施すること。

一、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の処遇の改善をはかること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十三日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「(政令で定める勤務を除く。第二十三条第二項第四号及び第三十四条第四項において同じ。)」を削り、同項を同条第九項とし、同項の

前に次の一項を加える。

8 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。次項、第二十三条第二項第四号及び第三十四条第四項において同じ。)に關連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十八年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十八年十月一日後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じ、同条第四項中「(改正前の恩給法第二

一条に規定する軍人及び準軍人を除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。次項において同じ。)であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に前項に規定する地域における在職期間内において同項に規定する負傷又は疾病により、昭和四十八年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じ、同条第四項中「(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。次項において同じ。)」を削り、同項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に八九八、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、二八三、〇〇〇円	
第二項症		一、〇三九、〇〇〇円	
第三項症		八三四、〇〇〇円	
第四項症		六二九、〇〇〇円	
第五項症		四八八、〇〇〇円	

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第六項症	三七二、〇〇〇円
第一款症	三四六、〇〇〇円
第二款症	三二一、〇〇〇円
第三款症	二四四、〇〇〇円
第四款症	一九二、〇〇〇円
第五款症	一六七、〇〇〇円

第八條第二項中「二万四千円」を「二万八千八百円」に、「一人のときは七千二百円」を「二人までのときは一人につき九千六百円」に、「二人以上を三人以上に」と「七千二百円」を「一万九千二百円」に、「一人を」と「二人を」に改め、同条第三項中「二万四千円」を「二万八千八百円」に改め、同条第六項中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「軍人軍属であつた者に支給する」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第七項とする。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	一、三六四、〇〇〇円
第二款症	一、一三二、〇〇〇円
第三款症	九七一、〇〇〇円
第四款症	七九八、〇〇〇円
第五款症	六四〇、〇〇〇円

第八條第十項を削る。
第八條の二第二項中「又は第四項」を「から第五項まで、第八項又は第九項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第九項又は第十項」を「第七項」に、「若しくは第四項又は第七項」を「から第五項まで、第八項又は第九項」に改め、同項を同条第三項とする。
第八條の三第三項中「第八項」を「第十項」に改め、同条第四項中「若しくは第七項及び若しくは第三項」を削り、同条第五項後段及び各号を削る。
第十一條第二号中「第四項」を「第五項」に改

め、「昭和四十七年九月三十日」の下に、「同条第四項に規定する軍人軍属であつた者にあつては昭和四十八年九月三十日」を加え、同条第三号中「第七項」を「第九項」に、「昭和四十六年九月三十日」を「昭和四十六年九月三十日、同条第八項に規定する準軍属であつた者にあつては昭和四十八年九月三十日」に改める。

第十三條第一項第二号中「第五号」を「第六項」に改め、同項第三号中「第四項又は第七号」を「第五項又は第九項」に改め、同項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七條第四項又は第八項の規定により支給する障害年金 昭和四十八年十月（同月一日後復員する者に支給するもの）については、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十八年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

第二十三條第一項第四号中「改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人若しくは準軍人又はこれらの者」を「軍人軍属又は軍人軍属」に改め、同項第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項第四号中「昭和十六年十二月八日」を「昭和十二年七月七日」に改める。

第二十六條第一項中「遺族年金の額」の下に「及び遺族給与金の年額」を加え、「七千円」を「九千六百円」に改め、同項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条中同項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二條第三項中「遺族年金の額」の下に「又は遺族給与金の年額」を加え、同項第一号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を、「第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「七千円」を「九千六百円」に改め、同項第二号中「遺族

年金」の下に「又は遺族給与金」を、「第五号まで」の下に「又は第二項第二号から第四号まで」を加え、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改め、同項第三号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、「又は第三号」を若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改め、同条第四項を削る。

第四十九條の二中「第四項若しくは第七項」を「第五項若しくは第八項」に改める。
(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二條 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「二万円」を「二万四千六百七十円」に、「二万六千円」を「二万五千四百七十円」とし、三人ある場合においては二万六千二百七十円とし、「三人以上を四人以上に」と、「二万六千円」を「二万六千二百七十円」に、「二人」を「三人」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「七千円」を「九千六百円」に、「二万四千円」を「二万八千八百円」に改める。

(戦没者等の表に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 戦没者等の妻であつて、前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給す

る。

一 前条各号に掲げる給付

二 遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金

三 遺族援護法第二十三条第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五号第一項の規定により支給される遺族年金

六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七号第一項の規定により支給される遺族年金

第四号第一項中「二十万円」とし、「前条第一項の特別給付金にあつては二十万円」とし、同条第二項の特別給付金にあつては六十万円とし、それぞれに改める。

附則第二項中「昭和三十八年五月一日を」を「昭和三十一年五月一日」とし、同条第二項の特別給付金に係るものにあつては昭和三十一年五月一日とし、同条第二項の特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日の属する月の翌月の初日に改める。

附則に次の四項を加える。

8 昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十九号)による遺族援護法第二十三条第三項第六号若

しくは第四条第四項第二号の規定の改正により同法第二十三条第二項に規定する遺族給与金(同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。)を受ける権利を有するに至つた者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令(昭和四十七年政令第二百二十二号)による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和四十七年政令第四百三十三号)第一条の四第一項の規定の改正により同法第二十三条第一項に規定する遺族年金(同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。)を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

9 昭和三十一年四月一日以後に死亡した者(昭和三十一年七月七日以前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、昭和四十八年四月一日において第三号第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者(昭和四十八年十月一日までに戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十八年十一月一日とする。

11 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の償還金の支払の特例

第五号 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第六項を削り、同条第七項中「昭和三十一年十二月八日」を「昭和三十一年七月七日」に、

「(戦地を除く。)における」を「(事変地及び戦地を除く。)における事変に関する勤務(政令で定める勤務を除く。又は)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和三十一年十二月八日」を「昭和三十一年七月七日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第十八条第二項中「五千五百円」を「六千三百円」に改める。

第六号 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

附則に次の三項を加える。

11 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十九号)による遺族援護法第二十三条第三項第六号、第四条第四項第二号若しくは第七条の規定の改正又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令(昭和四十七年政令第二百二十二号)による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和四十七年政令第四百三十三号)第一条の四第一項の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十一年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十一年十月一日」とする。

13 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十八年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「特別給付金」を「前項の特別給付金」に改め、同条第三項中「特別給付金」を「第一項の特別給付金」に改め、同条に次の一項を加える。

5 戦没者の父母等であつて、第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子(養子を除く。)又は孫(当該死亡した者の死亡後にその者の養子となつた者の子である孫を除く。)を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

一 次に掲げる給付を受ける権利を有する者
イ 第二条第一項各号に掲げる給付
ロ 遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金
ハ 遺族援護法第二十三条第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

ニ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五号第一項の規定により支給される遺族年金
ホ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七号第一項の規定により支給される遺族年金

二 第二条第三項第一号に掲げる者
三 遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していないた

七四四

2 この法律による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号)附則第二項の規定を適用しない。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和三十八年十月一日に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第二項の規定を適用する場

合においては、同項中「十年」とあるのは、「九年六月」とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十八年四月以降の分として支払われれた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合は、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

2 昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受け

る権利を取得した者に關し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

3 前二項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条第五項の特別給付金に係る同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、この法律による改正後の同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年五月一日とする。

〔大橋和孝君登壇、拍手〕

○大橋和孝君 たいだいま議題となりました法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する五法律の改正案であります。

改正の第一は、障害年金、遺族年金、重度の障害年金受給者に対する特別加給等の支給金額をそれぞれ恩給の改正に準じて引き上げ、あわせて、軍人軍属と準軍属との間の年金額の格差を撤廃すること。

第二は、軍属、準軍属に対して、日華事変中の本邦内における勤務関連傷病に起因する障害、死亡について、軍人と同様に傷害年金、遺族年金を支給する道を開いたこと。

第三に、戦没者の妻及び父母並びに戦傷病者の妻に交付する特別給付金を前回の国債償還が終わった後にあらためて支給すること、等であります。

委員会におきましては、慎重に審議を行ないましたが、七月十日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、今後一段と援護水準の引き上げをはかること、未処遇の戦争犠牲者に対して援護を拡充すること等の諸点を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本家は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長久次米健太郎君。

審査報告書

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十日

地方行政委員長 久次米健太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公営交通事業の現状にかんがみ、地方公営交通事業の経営の再建に關し、交通事業再建計画、交通事業再建債、これに係る利子補給等所要の措置を講じようとするものであるが、衆議院において交通事業再建債に対する国の利子補給の上限を公営企業金融公庫の基準利率とする等の修正を行なつたものである。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算において地方公営企業再建債利子補給金二十五億四千四百八千円が計上さ

れている。

なお、衆議院修正による所要経費は、平年度約二億円が見込まれる。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、都市交通における大量公共交通機関の優先性の確保、乗用車等自動車交通の規制を中心とする都市交通環境の抜本的な改善整備をはかるための諸施策を強力に推進するとともに、左の諸点について善処すべきである。

一、公営交通事業について、料金決定方式の届出制をすみやかに検討し、許認可制度の整理簡素化及び地方公共団体への権限委譲の措置を講ずること。

二、公営交通事業再建計画の策定及び変更の承認に際しては、労使間の信頼関係をこころなうことのないよう留意するとともに、地方公共団体の自主性を十分に尊重すること。

また、企業職員の給与改定については、企業収入の確保、経営の効率化等を図りつつ、当該地方公共団体の一般職員との均衡を勘案して所要の措置を講ずることのできるよう配慮すること。

三、交通事業再建債の元金償還については、地方公共団体の一般会計の財政運営に支障を生ずることのないよう適切な財源対策を講ずること。

四、いわゆる行政路線については、その認定基準を明確にし、その公共的性格を考慮して必要なる行政上の措置を講ずること。

五、地下鉄事業については、資本費負担の増高する現状にかんがみ、国庫補助制度の拡充、低利資金の確保、起債条件の緩和等所要の措置をさらに検討するとともに間接受益者に対する負担制度の確立についても考慮すること。

六、都市モノレール事業に対する国の財政援助についてすみやかに適切な措置を講ずること。

七、病院事業、水道事業の地方公営企業について

も経営の現状にかんがみ、経営健全化のための対策をすみやかに確立すること。
右決議する。

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する交通事業について、当該事業の経営の再建その他経営の健全化を促進し、もつて住民福祉の向上と当該地域における交通の確保に資することを目的とする。

(経営の健全性の確保)

第二条 地方公共団体は、交通事業を經營するにあつては、常に、当該地域における交通需要に即応する事業運営の効率化と利用者負担の適正化を図り、経営の健全性を確保するように努めなければならない。

(国の配慮)

第三条 国は、地方公共団体の經營する交通事業の經營の健全化が円滑に推進されるように配慮するものとする。

(交通事業再建計画の策定)

第四条 地方公共団体の經營する軌道事業(政令で定めるものを除く)及び自動車運送事業(以下「路面交通事業」という。)のうち実質上収支が

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号 地方公営交通事業の經營の健全化の促進に関する法律案

七四六

均衡してないもので、昭和四十八年三月三十一日において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ。)を有するもの(以下「赤字路面交通事業」という。)について、この法律によつて經營の再建を行なうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、同年四月一日現在により、当該赤字路面交通事業の經營の再建に関する計画(以下「交通事業再建計画」という。)を定めなければならない。

2 この法律の施行の際現に路面交通事業について地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十三条第一項に規定する財政再建計画(以下「旧財政再建計画」という。)に係る同法第四十四条第一項の自治大臣の承認を得ていない地方公共団体(以下「旧財政再建団体」という。)で、同法第四十五条の規定により起こした企業債(以下「旧財政再建債」という。)の未償還元金を有するものに係る前項の規定の適用については、同項中「流動負債の額」とあるのは、「流動負債の額に旧財政再建債の同日における未償還元金に相当する額を加算した額」とする。

3 交通事業再建計画は、当該赤字路面交通事業の經營の状況に應じ、昭和四十八年度以降十五年度以内に經營の健全性を確立するように次の事項について定めるものとする。

一 經營の再建の基本方針

二 經營の改善及び合理化に関する措置の大綱

三 第六条第一項及び第二項の規定による地方債の各年度ごとの元金償還額及び利子支払額その他各年度の収支の見込みに関する事項で政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、經營の再建に關し必要な事項

第五節 交通事業再建計画の承認等

第五条 交通事業再建計画は、赤字路面交通事業を經營する地方公共団体の長が当該事業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その交通事業再建計画による經營の再建が合理的に達成できるように、当該交通事業再建計画に必要な条件を付けて、当該交通事業再建計画を承認することができる。

2 前項の規定は、交通事業再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「交通事業再建団体」という。)が当該交通事業再建計画を変更する場合について準用する。

3 交通事業再建団体の長は、交通事業再建計画に従つて予算を調整しなければならない。

4 再建事業(地方公共団体が交通事業再建計画について承認を得た赤字路面交通事業をいう。以下同じ。)の管理者は、交通事業再建計画に従つて当該再建事業の業務を執行しなければならない。

(交通事業再建債)

第六条 交通事業再建団体は、昭和四十八年三月三十一日における不良債務(旧財政再建団体である交通事業再建団体にあつては、不良債務の額から旧財政再建債の同日における未償還元金に相当する額を控除した額)の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため、昭和四十八年度内において地方債を起すことができる。

2 旧財政再建団体である交通事業再建団体は、前項に定めるもののほか、同項に規定する未償還元金に相当する額の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため、昭和四十九年度内において地方債を起すことができる。

3 第一項の地方債は昭和四十八年度以降十五年度以内に、前項の地方債は昭和四十九年度以降

十四年度以内に、交通事業再建計画に基づき償還しなければならない。

(交通事業再建債の利子補給)

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、前条第一項及び第二項の規定による地方債(以下「交通事業再建債」という。)で利息の年率が三・五パーセントをこえるものにつき、当該交通事業再建債の当該年度分の利子支払額のうち、当該交通事業再建債の利息の年率〇・五パーセントが当該交通事業再建債の起す年度において公営企業法が引受けセメントを控除して得た率(その率が三・六パーセントをこえるときは、三・六パーセントとする。)を行なう地方債の利率をこえるときは、当該利率とすることをこえるときは、三・六パーセントとする。

に政令で定めるところにより算定される一・七五パーセントから三・五パーセントまでの率を加算した率を利息の年率として計算して得た額に相当する金額を利子補給金として当該交通事業再建団体に補給する。

(地方公共団体の一般会計の補助)

第八条 交通事業再建団体は、地方公営企業法第十七条の三の規定にかかわらず、毎年度、交通事業再建債の当該年度の元金償還額及び利子支払額に相当する額から前条の規定による利子補給金に相当する額を控除した額を一般会計から再建事業の特別会計に補助するものとする。

(業務の執行の改善のための措置等)

第九条 自治大臣は、再建事業の業務の執行がその交通事業再建計画に適合しないと認める場合には、業務の執行を交通事業再建計画に適合させるため、当該交通事業再建団体に對し、当該再建事業の業務の執行について必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 交通事業再建団体が第五条第一項後段(同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により交通事業再建計画に付けられた条件に従わなかつた場合又は前項の求めに應じなかつた場合には、自治大臣は、期間を定めて第七条の規定による交通事業再建債の

利子補給金の補給を停止することができる。

3 前項の場合において、交通事業再建団体が同項の期間を経過しても第五条第一項後段の規定により交通事業再建計画に付けられた条件に従わず、又は第一項の求めに應じないため經營の再建の達成が著しく困難となつたと認められるときは、自治大臣は、当該交通事業再建団体に係る第五条第一項の規定による交通事業再建計画の承認を取り消すものとする。この場合において、当該承認の取消しの日以降の期間に係る第七条の規定による交通事業再建債の利子補給金の補給は、行なわないものとする。

(関係行政機関の長等に対する措置の申出)

第十条 交通事業再建団体は、經營の再建に關し必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関及び公共的団体(以下「関係行政機関の長等」という。)に對し、パスターミナル等の施設の整備、交通規制その他の路線バスの円滑な運行を確保するために必要な措置を講ずるよう資料を添えて申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合において、関係行政機関の長等は、当該地域における交通の確保を図るため必要があると認めるときは、適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

(交通事業再建債の引受け等)

第十一条 公営企業金融公庫は、交通事業再建団体が起す交通事業再建債で一般の金融機関からの融資を受けることが困難なものについては、その引受けを行なうように配慮するものとする。

2 公営企業金融公庫は、資金事情の許す限り、再建事業に係る一時借入金の資金の貸付けについては、特別の配慮をするものとする。

(準用規定)

第十二条 地方公営企業法第四十四条第三項及び第四十八条の規定並びに地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)第四条、

第五條第二項、第七條、第十一條、第十四條、第十八條から第二十條まで及び第二十四條第一項の規定は、再建事業の経営の再建について準用する。

(自治大臣の権限の委任)

第十三條 自治大臣は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治大臣の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 旧財政再建団体が第五條第一項の規定により交通事業再建計画に係る自治大臣の承認を得たときは、当該団体の路面交通事業に係る旧財政再建計画に基づく財政の再建は、当該承認の日の前日をもつて完了したものとみなす。この場合において、当該団体の路面交通事業に係る旧財政再建債は、昭和四十九年三月三十一日まで償還するものとする。

第三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

(自治省設置法の一部改正)

第十二條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に關する法律(昭和四十八年法律第

号)の施行に關すること。

第十七條第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に關する法律の規定による地方公営交通事業の交通事業再建計画及びその変更の承認並びに地方公営交通事業の業務の執行の改善のための措置等に関する事。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第四條 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第九條中「三人」を「四人」に改める。

〔久次米健太郎君登壇、拍手〕

○久次米健太郎君 たいだいま議題となりました地方公営交通事業の経営の健全化の促進に關する法律案は、地方公共団体の経営する路面交通事業の深刻なる経営危機を打開する等のため、所要の措置を講じようとするものであります。

内容の要点を申し上げますと、路面交通事業で収支が均衡せず、昭和四十七年度末において不良債務を有する事業について、昭和四十八年度を初年度とする新たな経営の再建制度を発足させることとし、この法律によって経営の再建を行なうとする地方公共団体は、議会の議決を経て再建の申し出を行なった上、十五年度以内の経営の改善及び効率化等に関する交通事業再建計画を定め、自治大臣の承認を得るものとしております。

また、再建団体は、昭和四十七年度末における不良債務をたな上げするため交通事業再建債を発行することができることとし、国は、その利子のうち、年三・五％から公営企業金融公庫の基準利率までの部分と年三・五％以下の政令で定める部分を補給することとし、また、その元本及び国の補給する部分以外の利子は、当該地方公共団体の一般会計が負担することとしたしております。

このほか、再建団体は、関係行政機関の長等に対し、路線バスの円滑な運行を確保するために必要な措置を講ずるよう申し出ることができることとする等、所要の規定を設けております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取

する等、慎重な審査を行ないましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論を行ない、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、都市交通環境の抜本的な整備改善をはかることにも、料金決定方式の届け出制の検討、許可認可制度の整理簡素化、交通事業再建債の元金償還財源の確保、行政路線に対する行財政上の措置、地下鉄事業に対する国庫補助制度の拡充等について政府の善処を求める附帯決議を付しております。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

日程第五 漁船積荷保険臨時措置法案

日程第六 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井善彰君。

審査報告書

漁船損害補償法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十日

農林水産委員長 亀井 善彰

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における漁業動向の変化に伴う漁業者の保険需要に対応し、漁船保険の目的とする漁船に漁業活動に必要な一定の船舶を加え、漁船の用船者にも漁船保険組合の組合員資格を賦与し、漁船保険組合の保険能力に際して、政府の再保険金額が適切に設定できるようにする等漁船保険の仕組みの改善を図ることに、漁船保険組合の合併の道を開く等、漁船保険組合および漁船保険中央会の組織を整備し、あわせて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定に生じた剰余金の一部を漁船保険中央会に交付する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度漁船再保険及漁業共済保険特別会計に三十五億円が交付金として計上されている。

附帯決議

政府は、近年における漁業事情の推移に伴う、災害および漁業に關係する船舶の事故の防止対策に万全を期し、漁業経営の安定に資するため、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一、漁船保険組合間の組合員負担の平等、軽減を図るため、当面弱小組合に対する援助措置を講ずるとともに、組合の合併、経営の改善等についての指導を強力に推進すること。

一、漁船積荷保険は、漁業者の信頼と活用が得られるよう内容の充実を図ることに留意し、速やかに、本格実施の時期を早めるよう努めること。

一、多様化する漁業者の保険要望に即応して、漁業再生産の確保及び経営の安定に一層資するため、総合的補償制度の創設について検討すること。

七四八

第九十九条の見出し中「組合員」を「組合員等」に改め、同条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補」に改める。

第百条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加える。

第百一条中「組合員」の下に「若しくは被保険者

を加える。

第二百二十五条第五号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同条第六号とし、同条第四号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同条第五号とし、同条第三号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同条第四号とし、同条第二号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「損害の防止」を「通常行なうべき管理その他損害の防止」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保険料（満期保険の保険料）係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過すること、その一年の期間をいう。以下同じ。この保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

第二百三十三号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補に」、「責を責め」に改める。

第二百五条第一項中「左の」を「次の」に、「組合員」を「被保険者」に改める。

第二百一十一条中「第六百四十六条まで」を「第六百四十八条まで、第六百五十二條に改め、及び第八百三十六条第一項中「三ヶ月間」を削り、「第八百三十六条第二項中」第八百三十六条第一項中「三ヶ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項に改める。

第二百一十二条第七項中「付された場合」を「付され、若しくは当該漁船の使用者により普通損害保険に付された場合」に改める。

第二百一十三条第一項中「指定漁船所有者」の下に「又は当該指定漁船の使用者」を加え、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項及び第三項中「所有する」を「所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第二百一十三条の十一第二項を次のように改める。

2 満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に対応する部分の率については、組合が当該満期保険の保険料率に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の純保険料率に、危険区分に係るトン数区分（以下「トン数区分」という。）その他農林大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に就いて組合が定款で定める割合を乗じて得た率とする。

第二百一十三条の十一第三項中「既経過の保険料期間の」を「保険料期間の期間」に改める。

第二百一十三条の十四第一項中「何時でも」の下に「漁船の使用者たる組合員にあつては、当該漁船の所有者に対して当該組合員が満期保険の保険料係に關して有する権利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、当該所有者がその承継を拒んだときに限り」を加える。

第二百一十三条の十五中「保険料の」を、第二百一十三条の十一第四項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料（定款の定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るものの）に改める。

第二百一十三条の十六第二項中「全損した場合又は」を「全損した場合」、「委付した場合」の下に「又は満期保険の保険料の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合」を加える。

第二百一十四条中「その組合員」を「被保険者」に改める。

第二百一十六条第一項中「保険金額の百分の九十」を「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改め、同条第二項中「保険金額と同額」を「保険金額に農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に、「保険金額の百分の九十」を「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に

改める。

第二百一十七条第二項中「最初の保険料期間に係るものは、組合の普通損害保険の再保険料率と同率とし、最初の保険料期間以外の保険料期間に係るものは、当該再保険料率を組合が当該満期保険の保険料率に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の再保険料率」に、「既経過の保険料期間の」を「保険料期間の期間」に改める。

第二百一十一条第二項中「組合員」を「会員」に改め、第二百一十六条の見出し中「選挙」を「選挙等」に改め、同条第三項本文中「選挙する」を「選挙し、又は選任する」に改める。

第二百一十七条の二第一項中「附則第五項」の下に「及び漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三項」を加える。

第二百一十八条第五項中「第七十五条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二百一十七条の二第一項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に成立している保険料係及び再保険料係については、なお従前の例による。

3 政府は、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船保険中央会に対し、その行なう漁船損害補償法第二百一十二条第二号、第四号及び第六号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に必要な経費の財源の一部として、昭和四十八年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、三十五億円を限り、交付金を交付する。

4 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三項ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十日

農林水産委員長 亀井 善彰
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における漁業動向の変化に伴う漁業者の保険需要の多様化に対応するため、試験的に漁船積荷保険事業を実施し、その成果に基づいて本制度の確立を図ろうとするものであつて、総トン数千トン未満の漁船に積載した漁獲物等につき滅失、流失、損傷等の事故により生じた損害をてん補する保険とし、漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行なうことができることとし、漁船保険中央会は、漁船保険組合が漁船積荷保険事業によつて負う保険責任に係る再保険事業を行なうことができることとする等、その実施手続きと事業の内容を定めるとともに、国の援助等の措置を講じようとするものであるが、この法律は、昭和四十八年十月一日から施行し、その日から五年以内に別に法律で定める日に失効することとしており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和四十八年

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号 漁船損害補償法の一部を改正する法律案外二件

度一般会計予算に、漁船積荷保険制度試験実施調査委託費六百四十四万三千円が計上されているほか、昭和四十八年度引受に係る再保険金の支出資金に不足を生じた場合の補助として、昭和四十八年度国庫債務負担行為限度額一億三千万円が、昭和四十九年度および五十年年度歳出予定として認められている。

附帯決議

政府は、近年における漁業事情の推移に伴う、災害および漁業に係る船舶の事故の防止対策に万全を期し、漁業経営の安全に資するため、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一、漁船保険組合間の組合員負担の平等、軽減を図るため、当面弱小組合に対する援助措置を講ずるとともに、組合の合併、経営の改善等についての指導を強力に推進すること。

一、漁船積荷保険は、漁業者の信頼と活用が得られるよう内容の充実を図ることに留意し、速やかに、本格実施の時期を早めるよう努めること。

一、多様化する漁業者の保険要望に即応して、漁業再生産の確保及び経営の安定に一層資するため、総合的補償制度の創設について検討すること。

一、船主責任保険の実施については、鋭意調査検討を進め、早期実現を期すること。

一、漁船保険中央会に対する交付金は、その性格にかんがみ、これが使途については、漁船保険組合員の意志が十分反映されるよう努めること。右決議する。

漁船積荷保険臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十六日

参議院議長 前尾繁三郎
参議院議員 河野 謙三殿

漁船積荷保険臨時措置法案

漁船積荷保険臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業(第三条―第十三条)
- 第三章 漁船保険中央会の漁船積荷保険再保険事業(第十四条―第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条―第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、漁船に積載した漁獲物等につき生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会が当該漁船積荷保険事業による保険責任についての再保険事業を行なうことができることとする等必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第一項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものをいう。

2 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林省令で定める物(以下「漁船積荷」という。)につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦争、変乱その他農林省令で定める特殊な事由によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。)により生じた損害をてん補する保険をいう。

第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業

(漁船積荷保険事業)

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行なうほか、この法律で定めるところにより、漁船積荷保険事業を行なうことができる。

2 漁船保険組合は、漁船積荷保険事業を行なおうとするときは、農林省令で定めるところにより、漁船積荷保険事業計画で次に掲げる事項を内容とするもの(以下「事業計画」という。)及び漁船積荷保険約款(以下「保険約款」という。)を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 漁船積荷保険事業に係る漁船積荷の種類及び当該漁船積荷を積載する漁船の種類

二 漁船積荷保険事業の事業規模

3 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするに

は、あらかじめ、その事業計画及び保険約款につき、総会又は総代会の議決を経なければならない。

4 第二項の認可は、全国を通ずる漁船積荷に係る損害の発生状況に照らし漁船保険組合が行なう漁船積荷保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

5 第二項の認可を受けた漁船保険組合(以下「指定組合」という。)は、その事業計画に従つて漁船積荷保険事業を行なわなければならない。

(事業計画等の変更)

第四条 指定組合は、その事業計画又は保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消し)

第五条 農林大臣は、指定組合が漁船積荷保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は保険約款に違反したときは、第三条第二項の認可を取り消すことができる。

(被保険者の資格)

第六条 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

(保険契約の成立)

第七条 漁船積荷保険の保険契約は、当該保険契約を指定組合との間に締結することができる者から当該指定組合が保険料(保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を受け取つた時に成立する。

(保険契約者の資格)

第八条 漁船積荷保険の保険契約を指定組合との間に締結することができる者は、当該指定組合の組合員(漁船損害補償法第九十六条第二項(同条第三項及び同法第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。))又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。とする。

(保険期間)

第九条 漁船積荷保険の保険期間は、一年とする。ただし、指定組合は、農林省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

(純保険料率)

第十条 漁船積荷保険の純保険料率は、指定組合が漁船積荷保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して保険約款で定める割合とする。

(指定組合のてん補責任)

第十一条 指定組合は、保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故により生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に

関して必要な事項は、農林省令で定める。

(経理の区分)

第十二条 指定組合は、漁船損害補償法第五十五条の二の規定によるほか、漁船積荷保険事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。

らない。

第十三条 漁船損害補償法及び商法の準用等

第五項の規定は、保険約款について準用する。
この場合においては、同項中「第四十二条及び第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船損害補償法臨時措置法第四十一条及び同法第二項において準用する同法第三項第三項」と読み替えるものとする。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十九条まで、第二百二条（同条第五号及び第六号を除く）、第二百三条、第二百四号並びに第二百七条から第二百八号）第六百四十四号から第六百四十八号まで、第六百五十二号、第六百六十二号及び第六百六十三号の規定は、漁船損害補償事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第五十一条第二項中「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第二百十三条の十一第一項の積立保険料のうち純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するもの」とあるのは、「まだ経過しない期間に対する保険料」と、第二百二条第一号中「法令に」とあるのは、「当該漁船積荷を積載した漁船が法令に」と、第二百四号中「漁船」とあるのは、「漁船積荷を積載した漁船」と、第二百七条第二項中「政府」とあるのは、「漁船保険中央会」と読み替えるものとする。

3 指定組合が漁船損害補償事業を行なう場合における漁船損害補償法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は保険約款」と、同法第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは保険約款」とする。

昭和四十八年七月十一日 参議院会議録第二十八号 漁船損害補償法の一部を改正する法律案外二件

第三章 漁船保険中央会の漁船積荷保険再保険事業

（漁船積荷保険再保険事業）

第十四条 漁船保険中央会（以下「中央会」という。）は、漁船損害補償法第二百三十二条に規定する事業のほか、この法律で定めるところにより、漁船積荷保険再保険事業を行なうことができる。

2 中央会は、漁船積荷保険再保険事業を行なうとするときは、農林省令で定めるところにより、漁船積荷保険再保険約款（以下「再保険約款」という。）を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

3 中央会は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その再保険約款につき、総会の議決を経なければならぬ。

4 第四十一条第一項及び前項の規定は再保険約款の変更について、第五十条の規定は第二項の認可の取消しについて、それぞれ準用する。

（再保険契約の当然成立）

第十五条 漁船積荷保険事業に係る保険契約が指定組合と保険契約者との間に成立したときは、これによつて、中央会と当該指定組合との間に当該保険契約についての漁船積荷保険再保険事業に係る再保険契約が成立するものとする。

（純再保険料率）

第十六条 中央会の純再保険料率は、中央会がその再保険責任に係る危険の態様を勘案して再保険約款で定める割合とする。

（経理の区分）

第十七条 中央会は、漁船積荷保険再保険事業については、漁船損害補償法第二百三十二条に規定する事業と区分して経理しなければならない。

（漁船損害補償法及び商法の準用等）

第十八条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、再保険約款について準用する。この場合において、同項中「第四十二条及び第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船積荷保険臨時措置法第十四条第四項において準用する同法第四十一条第一項及び第十四条第三項」と読み替えるものとする。

荷保険臨時措置法第十四条第四項において準用する同法第四十一条第一項及び第十四条第三項」と読み替えるものとする。

2 漁船損害補償法第五十一条第一項、第二百七条第一項、第二百八条、第二百九条、第二百八条及び第二百九条から第二百三十一条まで並びに商法第六百六十二号及び第六百六十三号の規定は、中央会の漁船積荷保険再保険事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第二百三十一条中「政府」とあるのは「中央会」と、同法第二百三十一条中「農林大臣」とあるのは「中央会」と、同法第二百三十一条中「政府」とあるのは「中央会」と読み替えるものとする。

3 中央会が漁船積荷保険再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第二百三十八号第七項において準用する同法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同法第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

（国の援助）

第十九条 国は、漁船積荷保険事業及び漁船積荷保険再保険事業の適切な実施を確保するため、指定組合及び中央会に対し、必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

（報告の徴収）

第二十条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合又は中央会から報告を徴収することができる。

（印紙税の非課税）

第二十一条 この法律による漁船積荷保険及び漁船積荷保険再保険に関する書類には、印紙税を課さない。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定組合又は中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十二条又は第十七条の規定に違反したとき。

二 第十三条第二項又は第十八条第二項において準用する漁船損害補償法第二百八条又は第二百九条の規定に違反したとき。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第七十七条第八号中「及び漁船乗組員給与保険」を「漁船乗組員給与保険及び漁船積荷保険」に改める。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十日

農林水産委員長 亀井 善彰
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の動向に対処して、漁業協同組合等の金融機能を拡充するため、漁業協同組合、水産加工業協同組合等が、内国為替取引、手形割引、農林中央金庫等の業務の代理等の業務を行なうことができようとするものであつて、おおむね

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号 漁船損害補償法の一部を改正する法律案外二件

妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、わが国の漁業、水産加工業をめぐる諸情勢が、ますます厳しさを増大させている現状にかんがみ、これに対処して、漁業協同組合、水産加工業協同組合等の信用事業の体質強化を図るため、貯蓄の増強、自己資本の充実等を強力に指導するとともに、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一、いちじるしくたおくられている漁業協同組合の合併を促進するため、指導援助を強化すること。

二、為替取引、手形割引等の実施にあつては、業務執行、信用調査、検査・監査等の体制の整備に努め、実施基準の弾力的運用と事故防止対策とを適切に行なうことによつて、事業の健全な育成を図ること。

三、漁業協同組合、水産加工業協同組合等の職員の給与および労働条件の改善等につき適切な指導を行なうこと。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四

十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「行い組合は」を「行なり組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」に、「当該金融機関」に、「取り立てる」を取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第二号の事業を行なり組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六条の次に次の一条を加える。

(内国為替取引規程)

第十六条の二 組合が、第十一条第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

第三十五条の二 第一項及び第四十二条第一項中「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加える。

第四十四条第二項中「但し」を「ただし」に、「基づいて」を「基づいて」に、「若しくは規約を」に、「規約若しくは内国為替取引規程」に改める。

第四十八条第一項第二号中「規約の下に」及び「内国為替取引規程」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 一組合員のためにする手形の割引金額の最高限度

第八十七条第六項中「会員ののために、手形の割引をしに」を「会員ののために、手形の割引をし、若しくは会員ののためにに改め、」又は「の下に」所属員のためにに改め、指定する金融機関の下に、若しくはこれに準ずる者」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項第二号の事業を行なり連合会は、会員等のために内国為替取引をすることが出来る。

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

第九十二条第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一条第六項」とあるのは「第八十七条第七項」と読み替える」に改め、同条第三項中、「第九十条に規定するもののほか」を削り、「第三十五条から第四十七条まで、第四十八条第二項及び第三項並びに第四十九条を」並びに第三十五条に、「と読み替える」を「と、第四十八条第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一会員」と読み替える」に改める。

第九十三条第四項中「行い組合は」を「行なり組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」に、「当該金融機関」に、「取り立てる」を取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号の事業を行なり組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第九十六条第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一条第六項」とあるのは「第九十三条第五項」と読み替える」に改める。

第九十七条第四項中「会員ののために」を「会員ののために、」又は「当該金融機関を」に、「当該金融機関」に、「取り立てる」を取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号の事業を行なり連合会は、会員のために内国為替取引をすることが出来る。

第一百条第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一条第六項」とあるのは「第一百条第五項」と読み替える」に改める。

第一百条第二号の事業を行なり連合会は、会員のために内国為替取引をすることが出来る。

第一百条第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一条第六項」とあるのは「第一百条第五項」と読み替える」に改める。

第一百条第二号の事業を行なり連合会は、会員のために内国為替取引をすることが出来る。

第一百条第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一条第六項」とあるのは「第一百条第五項」と読み替える」に改める。

第一百条第二号の事業を行なり連合会は、会員のために内国為替取引をすることが出来る。

る」を「と、第十六条の二第一項中「第十一条第六項」とあるのは「第九十七条第五項」と読み替える」に改め、同条第三項中、「第三十五条から第四十七号まで、第四十八条第二項及び第三項、第四十九条から第五十八条まで並びに第九十条を」並びに第三十五条に、「と読み替える」を「と、第四十八条第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一会員」と読み替える」に改める。

第一百条第三項中「及び第四十二条第一項中「規約及び」」とあるのは「規約、共済規程及び」に改め、同条第四項中「若しくは規約」とあるのは「規約若しくは共済規程」と、第四十八条第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」に改め、同条第二項、第四十四条第二項及び第四十八条第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」に改め、同条第二項、第四十四条第二項及び第四十八条第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」に改める。

第一百二十二条中「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加える。

第一百二十三条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加え、「疑」を「疑い」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加え、「疑」を「疑い」に改める。

第一百二十四条第一項中「行つた」を「行なつた」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条に次の二項を加える。

8 行政庁は、組合が内国為替取引規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十六条の二第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項)において準用する場合を含む。又は第一百条の十第一項の認可を取り消すことができる。

4 行政庁は、前項の規定による処分をしようとする

するときは、当該組合に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第二百二十四条の二第二項を次のように改める。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第二百二十八条第一項中「一万円」を「二十万円」に改める。

第二百二十九条第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二百三十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十六条の二第二項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百三十一条中「千円」を「一万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔亀井善彰君登壇、拍手〕

○亀井善彰君 ただいま議題となりました三法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁船損害補償法改正案は、漁業者の保険需要に即応して漁船保険の目的と組合員の範囲を拡大し、漁船保険能力に即して政府の再保険金額が適切に設定できるような措置する等の改正を行なうとともに、国の再保険特別会計に生じた剰余金のうち、三十五億円を漁船保険中央会に交付しようとするものであります。

次に、漁船積荷保険臨時措置法案は、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会がその再保険事業を行なうことができ、漁船に積載する漁獲物等につき

適切な保険制度の確立に資することとし、昭和四十八年十月一日から施行し、その日から五年をこえない範囲内で、別に法律で定める日に失効することとしております。

次に、水産業協同組合法の一部改正案は、貯金等の受け入れの事業を行なう漁業協同組合等が内国為替取引を行なうことができることとし、信用事業を行なう漁業協同組合等に対し、手形の割引等を行なうことができることとしております。

委員会におきましては、三法案を一括して審査し、法改正の背景となった水産業を取り巻く諸情勢、漁船等の海難防止、保険料率の引き下げ、漁船保険中央会に対する交付金の活用、漁船積荷保険と民間損害保険との関係、積荷保険の内容と本格実施の早期実現、船主責任保険の必要性、漁船保険組合、漁業協同組合等の合併、為替、手形を取り扱う漁協等の基準等について質疑が行なわれました。

なお、この間、水産業協同組合法改正案の審査に資するため、有明海等における水銀等の汚染による漁業被害の実情調査を目的として、熊本、福岡、長崎三県に委員派遣を行ないました。

質疑を終わり、別に討論もなく、漁船損害補償法改正案及び漁船積荷保険臨時措置法案を順次採決いたしましたところ、両法案とも、それぞれ全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、両法案に対し、漁船保険組合員の負担の平等、軽減、組合の合併、経営の改善、漁船積荷保険の内容の充実、総合的補償制度の創設、船主責任保険の早期実現、交付金の使途についての民主的運営等五項目にわたる附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

次に、水産業協同組合法改正案を採決の結果、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、漁業協同組合の合併の促進、為替取引、手形割引等の実施基準の弾力的運用と事故防

止対策、漁業協同組合等の職員の給与及び労働条件の改善等三項目にわたる附帯決議を多数をもって決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたします。

まず、漁船損害補償法の一部を改正する法律案及び漁船積荷保険臨時措置法案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君） 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長（河野謙三君） 日程第七 郵便切手類充たばき所及び印紙充たばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長西ケ久保重光君。

審査報告書

郵便切手類充たばき所及び印紙充たばき所に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十日

通信委員長 西ケ久保重光

郵便切手類充たばき所及び印紙充たばき所に関する法律の一部を改正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、郵便切手類等の充たばき人に支払われる充たばき手数料の率を若干引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度郵政事業特別会計予算に一億五千九百六十八万一千円が計上されている。

郵便切手類充たばき所及び印紙充たばき所に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

郵便切手類充たばき所及び印紙充たばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類充たばき所及び印紙充たばき所に関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行し、改正後の第七條第二項の規定は、同日以後に第五條第二項の規定により充たばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る充たばき手数料から適用する。

〔西ケ久保重光君登壇、拍手〕

○西ケ久保重光君 ただいま議題となりました法

昭和四十八年七月十一日 参議院会議録第二十八号

律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、郵便切手類等の売さばき人に支払われる手数料の率を若干引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、売さばき所業務の実態、少額売さばき所に対する料率等の改善、売さばき人団体の組織及び運営に関する問題等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	河野 謙三君
副議長	森 八三一君
議員	塩出 啓典君
	野末 和彦君
	内田 善利君
	栗林 卓司君
	青島 幸男君
	高田 浩運君
	矢追 秀彦君
	阿部 憲一君
	喜屋武眞榮君
	山田 勇君
	藤原 房雄君
	藤井 恒男君
	原田 立君
	上林繁次郎君
	三木 忠雄君
	木島 則夫君

萩原幽香子君	今 春曉君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君	藤田 正明君	平泉 渉君
峯山 昭範君	田代富士男君	河本嘉久蔵君	初村瀧一郎君	沢田 政治君	野々山一三君
柏原 ヤス君	黒柳 明君	渡辺一太郎君	山崎 竜男君	大橋 和孝君	杉山善太郎君
中沢伊登子君	川上 為治君	世耕 政隆君	斎藤 寿夫君	楠 正俊君	土屋 義彦君
熊谷太三郎君	中尾 辰義君	星野 重次君	高橋雄之助君	西村 尚治君	松永 忠二君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君	菅野 儀作君	佐田 一郎君	森中 守義君	西村 関一君
田淵 哲也君	高山 恒雄君	佐藤 一郎君	中津井 真君	平島 敏夫君	山本 利壽君
温水 三郎君	濱田 幸雄君	寺本 広作君	久保田藤麿君	阿具根 登君	森 元治郎君
山田 徹一君	二宮 文造君	木村 睦男君	柳田桃太郎君	山崎 昇君	田口長治郎君
多田 省吾君	小平 芳平君	船田 謙君	岩動 道行君	八木 一郎君	羽生 三七君
村尾 重雄君	小山邦太郎君	町村 金五君	橋 直治君	加藤シヅエ君	藤原 道子君
中村 登美君	松岡 克由君	高橋文五郎君	岡本 悟君	鶴岡 哲夫君	鈴木 強君
齋藤 十朗君	中西 一郎君	徳永 正利君	鹿島 俊雄君	片岡 勝治君	辻 一彦君
君 健男君	細川 護熙君	米田 正文君	柴田 栄君	佐々木静子君	須原 昭二君
原 文兵衛君	橋本 繁蔵君	大谷藤之助君	大竹平八郎君	沓脱タケ子君	小谷 守君
中村 禎二君	棚田 四郎君	江藤 智君	伊藤 五郎君	神沢 浄君	宮之原貞光君
竹内 藤男君	中山 太郎君	平井 太郎君	安井 謙君	加藤 進君	安永 英雄君
永野 鎮雄君	長屋 茂君	後藤 義隆君	郡 祐一君	松本 英一君	小笠原貞子君
若林 正武君	松垣徳太郎君	吉武 恵市君	堀見 俊二君	中村 波男君	川村 清一君
小林 国司君	久次米健太郎君	鍋島 直紹君	山本敬三郎君	森 勝治君	鈴木 力君
亀井 善彰君	長田 裕二君	稲嶺 一郎君	寺下 岩蔵君	塚田 大願君	村田 秀三君
石本 茂君	佐藤 隆君	伊部 真君	田 英夫君	松本 賢一君	星野 力君
安田 隆明君	源田 実君	川野辺 静君	金井 元彦君	瀬谷 英行君	矢山 有作君
丸茂 重貞君	山内 一郎君	片山 正英君	梶木 又三君	西ヶ久保重光君	渡辺 武君
宮崎 正雄君	小笠 公韶君	上田 哲君	工藤 良平君	須藤 五郎君	竹田 現照君
堀本 宜実君	大森 久司君	嶋崎 均君	今泉 正二君	横川 正市君	大矢 正君
白井 勇君	植木 光教君	戸田 菊雄君	前川 且君	戸叶 武君	小柳 勇君
青木 一男君	植竹 春彦君	杉原 一雄君	山本茂一郎君		
木内 四郎君	杉原 荒太君				
上原 正吉君	松平 勇雄君				
綱木 亨弘君	古池 信三君				
塚田十一郎君	重宗 雄三君				
鬼丸 勝之君	鈴木 省吾君				
大松 博文君	増田 盛君				
矢野 登君	志村 愛子君				
高橋 邦雄君	柴立 芳文君				

國務大臣

河田 賢治君 岩間 正男君
加瀬 亮君 小野 明君
成瀬 幡治君 藤田 進君
秋山 長造君 野坂 参三君
春日 正一君

内閣総理大臣

田中 角榮君

國務大臣
(環境庁長官)

三木 武夫君

外務大臣

大平 正芳君

厚生大臣

齋藤 邦吉君

農林大臣

櫻内 義雄君

通商産業大臣

中曾根康弘君

郵政大臣

久野 忠治君

建設大臣

金丸 信君

自治大臣

江崎 真澄君

國務大臣
(経済企画庁長官)

小坂善太郎君

政府委員

内閣法制局長官

吉國 一郎君

議長の報告事項

一昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

林田修紀夫君

大蔵委員

川村 清一君

文教委員

塩見 俊二君

社会労働委員

鹿島 俊雄君

農林水産委員

吉田忠三郎君

商工委員

玉置 猛夫君

議院運営委員

田淵 哲也君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

玉置 猛夫君

大蔵委員

吉田忠三郎君

文教委員

鹿島 俊雄君

社会労働委員

塩見 俊二君

農林水産委員

川村 清一君

商工委員

林田修紀夫君

議院運営委員

中村 利次君

同日議長は、左の議員提案を予備審査のため衆議院に送付した。

医療保障基本法案(須原昭二君外六名発議)

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議

同日人事院總裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和四十七年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田桃太郎君

地方行政委員

玉置 猛夫君

商工委員

林田修紀夫君

建設委員

古賀雷四郎君

予算委員

久次米健太郎君

議院運営委員

玉置 和郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

古賀雷四郎君

地方行政委員

林田修紀夫君

商工委員

玉置 猛夫君

建設委員

柳田桃太郎君

予算委員

玉置 和郎君

議院運営委員

久次米健太郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

藤原 房雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

宮崎 正義君

同日外務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事

八木 一郎君 (長谷川仁君の補欠)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律

案 商工委員会に付託

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案 災害対策特別委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

交通安全対策特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 文教委員会に付託

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号 議長の報告事項

同日委員長から左の報告書が提出された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案可決報告書

漁船損害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

漁船積荷保険臨時措置法案可決報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁物価局長小島英敏君(去る四日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

〔第二十五号参照〕

審査報告書

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A条約)の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月三日

外務委員長 平島 敏夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、一時輸入が認められる物品について通関手帳の制度を採用することにより通関手続を簡易化することを内容とするものである。この条約を締結することは、わが国民の国際的な活動を容易にし、また、関税制度の国際的な調和と統一を図るうえに有益であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月三日

外務委員長 平島 敏夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、各種の職業的活動のため締約国に一時的に入国する者の職業用具について一時免税輸入等の便宜を与えることを内容とするものである。この条約を締結することは、専門的技術及び技術の国際交流を促進するうえに有益であると考えられるので、妥当な措置と認め

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便宜に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月三日

外務委員長 平島 敏夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、展覧会、見本市、会議等の催しにおいて展示されまたは使用される物品について一時免税輸入等の便宜を与えることを内容とするものである。この条約を締結することは、わが国におけるこれらの催しの開催を一層容易にし、ひいては経済、文化等の分野における国際交流を促進するうえに有益であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

港湾法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月三日

運輸委員長 長田 裕二

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設等の整備を推進することなどにより港湾の環境の保全を図るほか、港湾及び航路の計画的な開発、利用並びに保全の体制を確立することにも、港湾区域外の港湾の諸施設の安全の確保を図り併せて海洋汚染の防除体制の強化等について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十八年度港湾整備特別会計予算港湾整備勘定に、港湾環境整備事業等に要する経費として、四十五億九千二百五十万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左記事項について特段の配慮をすべきである。

一、基本方針の決定をはじめ本法の運用に際し港
 湾管理者の権限を侵害しないこと。
 二、港湾管理者の財政基盤を強化確立するため国
 の助成を強化するとともに財源確保の措置を講
 ずること。
 三、港湾をめぐる環境の整備は現下の急務であり
 港湾区域内の汚泥物、沈廃船の処理等速やかに
 抜本的対策を講ずべきことは勿論、港湾の環境
 整備についての計画を策定しそのために国庫補
 助の強化と制度の確立につとめること。
 右決議する。

第二十四号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

六二 四 一 教育課程をを 教育課程を
 六五 三 二 おります。 おります

第二十五号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

六四 三 四 終わり 農家と 農家を
 六四 一 一〇 国内が 国内で
 六四 五 一 四 五 観点にち 観点に立ち

昭和四十八年七月十一日 参議院會議録第二十八号

七五八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 二部 五十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)